

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第2号)

平成30年9月4日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 斎藤 義勝 議員
- (2) 秋本 好則 議員
- (3) 白内 恵美子 議員
- (4) 森 淑子 議員
- (5) 安部 俊三 議員
- (6) 広沢 真 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において17番水戸義裕君、1番森裕樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

8番斎藤義勝君、質問席において質問してください。

〔8番 斎藤義勝君 登壇〕

○8番（斎藤義勝君） おはようございます。8番斎藤義勝です。大綱1問質問いたします。

空き家対策を問う。

我が国の2013年のデータによると、総住宅数は6,063万戸数あり、空き家は約820万戸、総住宅数の13.5%にも及びます。8軒の住宅があるとすると、そのうちの1軒は空き家だという計算になります。本町においては、2015年度は129件の空き家となっており、全国平均と比較すれば少なめです。日本の総人口は2008年頃をピークに減少し始めており、また人口問題研究所の調査では、世帯数においては2015年まで増加を続けていたものの、その後横ばいとなり、2023年以降、世帯数は減少に転じていると推計されており、空き家対策は避けて通れない問題です。

これらを踏まえて政府は、2015年度に、適正に管理されていない空き家等が、周辺の生活環

境に深刻な影響を及ぼしていること等を背景に、空家対策の推進に関する特別措置法を施行し、ガイドラインを作成し、財政上の措置実施、各自治体での体制整備を促すなど本格的に取り組む姿勢を見せています。

空き家の数は、人口減少が拍車をかけて今後も増加していくことは否定できません。みずから所有していなくても、親からの相続などで、ある日突然半強制的に、この空き家問題に巻き込まれることもあります。空き家は、放置され続けると景観を損なうとともに、防災上や防犯上のリスクが増加します。古い空き家は、老朽化すれば倒壊のおそれ、ごみの不法投棄、建物そのものが犯罪組織に利用される等の思いもよらぬトラブルに巻き込まれかねません。

空き家の数がそのまま「問題のある空き家の数」になるわけではありません。しかし、2015年度以降は、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことにより、問題のある空き家を放置しておくとして特定空家等に指定することができ、行政側が権限と責任を持って空き家等対策を行うこととなります。

日本では、中古住宅の流通が欧米諸国に比べて進んでいません。アメリカやイギリスでは、住宅流通に占める中古住宅の割合は8割から9割近くにまで達するのに対し、日本ではわずか1割程度にしかありません。空き家対策は、利用できるものは利用し、除却すべきものは除却するとの考え方のもと、地域のまちづくり・住まいづくりの一環として取り組むべきであると捉え、質問します。

- 1) 空家対策の推進に関する特別措置法が施行されてから、本町の空き家対策の動向は。
- 2) 2017年8月に設立された全国空き家対策推進協議会（参加団体1,074）の概要は。
- 3) 本町の空き家等対策計画の策定はどうなっていますか。
- 4) 本町では、空き家等の実態把握・所有者の特定等はどうなっていますか。
- 5) 管理不十分で放置することが不適切な空き家等（特定空家等）の現状は。
- 6) 空き家の除却と活用をどのように捉えていますか。
- 7) 住宅セーフティネット制度についてどう捉えていますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員、空き家対策で7点ほどございました。随時お答えいたします。

1点目。本町の空き家の動向でございます。平成27年、空家等対策の推進に関する特別措置

法が施行され、空き家の実態調査、所有者への適切な指導、空き家の跡地についての活用推進を行うこと、適切に管理されていない空き家を特定空家に指定し、特定空家に対し助言、指導、監督、勧告、命令ができるように定められました。

柴田町では環境保全の観点から空き家の実態把握をするため、平成25年度に行政区長に調査を依頼し、そのデータをもとに平成26年度から関係各課の職員で毎年調査をしています。また、所有者等の皆様に適正管理をお願いするために、平成27年度から固定資産税納入通知書発送時に、適正管理の依頼文書を同封して啓発を図っております。

2点目。空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行され、地方公共団体による空き家対策の調査や取り組みが進められている中で、さまざまな課題が生じていたことから空き家問題に対する情報の交換や共有、法務、不動産の専門家と連携し対応策について協議、検討すること及び実践的な空き家対策の提言等を行うことを目的に、平成29年8月、全国的な組織として全国空き家対策推進協議会が設立されました。

3点目。空き家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法の第6条で、市町村は空家等に関する対策についての計画を定めることができるとされています。計画では、対策の対象とする区域や対象とする空き家等の種類、その他の空き家に関する対策の基本方針、計画期間、空き家等の調査に関すること、所有者の適切な管理の促進に関すること、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用促進に関する事項や、住民等からの空き家に関する相談への対応策を定めることとされております。

柴田町では、まだ空き家等対策計画は策定しておりませんが、空き家等の対策を総合的に推進することで、防犯や防災、衛生、景観等の生活環境を保全し、安全安心なまちづくりが可能となることから、空き家等対策計画は必要であると考えております。今後、空き家等の対策や利活用について十分に検討し、また近隣市町村の動向も見ながら、空き家等対策計画の策定を研究してまいりたいと思います。

4点目。各行政区長から調査データをもとに、平成26年度から関係各課の職員で毎年現地調査を行い実態の把握を行っています。平成29年度は再び行政区長からいただいた新データに基づき、つぶさに現地調査を実施した結果、平成29年度末時点での空き家等の調査件数は459件でしたので、平成26年度の151件と比較しても空き家等は増加傾向にあります。現在、所有者及び管理者の把握を行っています。

5点目。平成29年度の調査対象459件の調査結果は、特に問題のない場合のA判定が252件、基礎のひび割れ、壁の剥がれなどの部分的に問題があるが今後も経過観察を要するとしたB判

定が126件、基礎の破損、除草、清掃がされていないなどの問題があるとするC判定が26件、早急に対応が必要な場合のD判定が18件、空き家等でなかった対象外が37件でした。早急に対応が必要な18件については文書を送付し、改善策をお願いしております。現地調査の結果、柴田町には、現在そのまま放置すれば、著しく保安上危険及び著しく衛生上有害となるおそれのある特定空家等に該当する空き家等はありませんでした。

6点目。4点目で回答したとおり、現在空き家等の所有者または管理者についての実情把握に取り組んでおります。空き家等は個人の財産であり、所有者等が責任を持って適正に管理することが原則となります。また、特定空家等に該当する空き家もありませんので、現在のところ除却は想定しておりません。

これまで、所有者の方々へ文書で空き家の適正な管理についてお願いをしてきましたが、今後も引き続き周辺住民に悪い影響を及ぼさないよう、所有者に適正な管理をお願いしてまいります。

7点目。住宅セーフティネット制度は、住まい探しに困っている高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保の際、配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する制度です。平成29年10月に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録住宅として、都道府県等に登録する仕組みができました。登録住宅の基準に適合するための改修費用の支援や、家賃債務保証料及び家賃の低廉化の支援を、国や地方公共団体が行うことが可能となりました。また、空き家の登録も可能となることから、空き家の利活用へもつながるものと考えられますが、今のところ登録住宅に手を挙げたところはほとんどないようでございます。以上です。

○議長（高橋たい子君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） ご答弁ありがとうございました。

まず、最初に昨年できました全国空き家対策推進協議会ですか、これ先ほど町長からも答弁いただいたんですけれども、この実態を見てもと全国の自治体、約1,741自治体あるわけですが、参加団体が1,074団体あるんですよ。宮城県におきましては、35自治体のうち20団体が加入しております。仙南地区でも、近隣の大河原町、村田町、角田市、岩沼市、名取市あたりが入っているようでございます。

この趣旨については先ほど町長からも答弁をいただきまして、何とというか、情報の共有化とか空き家を強制代執行する場合の進め方、税金の低減対策とか、そういったものを共有化するのが目的のようですが、この協議会のワークショップが2月に開かれたんですね。それで、こ

のワークショップで国への要望事項としてたしか10点ほどまとめまして、その中から抜粋してみますと、やはり空き家対策の解除のあり方とか行政執行の進め方、そして一番重要だと思うんですけども、民間との連携というか、情報共有のあり方などを要望していくことに、ワークショップで要望事項をまとめたようでございます。こういったことから考えましても、私は推進協議会、やっぱり入るべきだと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 斎藤義勝議員さんの、全国空き家対策協議会についてまだ柴田町は加入していないので入ったらどうかということでございますが、今議員おっしゃったとおり県内20の団体、仙南でも大河原町、村田町、丸森町等が参加しているようでございます。

それでまだ発足したばかり、近隣の市町村に確認しましたけれども、ワークショップに参加とかそういった情報はまだいただいている、まだ入ったばかりでこれから活動を注視していきたいということですので、協議会に加入しているいろんな情報を収集することも必要と思いますので、近隣市町村の加入団体に状況をこれから聞きまして、どういった協議会の内容かということを見まして参加の方向で検討したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） よろしくご検討お願いします。

続きまして、先ほど答弁いただきましたが、空き家等対策計画の策定につきまして、町長より必要であるということを確認しているという答弁をいただきました。それに基づいて質問させていただきます。

空き家等の対策計画の策定、この件につきましては平成27年に特別措置法ができて、当時国交省のデータによりますと、たしか県内では24市町村が策定を予定しておったようでございます。昨年10月現在、全国では447団体がこの空き家等対策計画を策定しておりまして、今年度中に327団体、来年3月末まで計画を策定できる見込みであると、国交省で発表しております。ということは、平成30年3月末現在で774団体でございますから、約45%、半数近くができる計算になります。

これを県内の策定状況を見てみますと、35市町村中9団体が作成済みとなっております。宮城県では、登米市ですか、これが一番早かったようですけれども、仙南地区では白石市とか大河原町が策定済みでございます。そして、平成30年度中、来年3月までに3団体が策定する予定で、12団体になる予定でございましたけれども、先ほども町長からこの策定は必要であるという認識を持っているとお答えいただきましたが、この策定をつくる予定というのは具体的に

どうなっているのかお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 空き家等対策実施計画の策定についてでございますが、今答弁したとおり柴田町では現在まだ策定はしておりません。議員さんの回答のとおり、県内でも9市町、仙南では白石市、七ヶ宿町、大河原町の3市町が策定済みということでございます。

策定につきましては、柴田町が今空き家対策ということで行っています環境保全に関するための適正管理のための空き家調査なりを行っているわけなんですけれども、計画につくりましては把握、啓発だけでなくて利活用、どういった空き家の利活用するのか、町の計画等に絡めましてどういった活用をして、特に人口の減少しているところは人口の減少を食いとめるために、定住移住策と絡めまして空き家等の利活用の計画をつくっているようで、それも盛り込んだ計画となっております。柴田町では、今のところ利活用についてまだ具体的な計画というか、そういったものはまだつくっておりませんので、それをどういった形で、環境保全だけでなくて利活用をどういうふうにするのかということも検討した上で、計画を策定する方向で、どういった計画が柴田町に合っているのかを考えながら策定の方向で考えていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 空き家の対策計画の策定には、今質問しました全国協議会同様、計画の策定と連動した官民一体となった、例えば不動産鑑定士とか建築士、土地家屋士とか調査、司法書士といった人らと連携した法定協議会ですね。こういったものを以前同僚議員が質問したときに、協議会をつくることを検討しているという答弁があったんですけれども、それで現在この協議会をつくらないことには計画策定もなかなか難しいと思いますので、協議会の設立状況を調べてみますと、県内では35市町村中6市町村で設置済みでありまして、12市町村が設置予定ということになっておりますが、とりあえず本町でも法定協議会ですか、策定のための、これを設置するべきではないかと考えるんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 法定協議会の設立についてでございますが、策定計画をつくる上で、それと一緒に並行してつくっていくのがいいものだと思います。また、柴田町の場合、特に協議会の趣旨といたしますか、特定空家についての判断とか、そういったものをふやさないためにどうするのかという判断をするのに一番必要な協議会と思うんですけれども、今のところ柴田町については、その特定空家に該当するような空き家も今のところ存在していませんの

で、協議会の設置についてちょっとおこなっていると思いますけれども、先ほど言いましたとおり、計画と並行して設置に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 対策計画の策定は、空き家対策を解消するに当たりまして、これをつくらなければ空き家対策問題というのは前に進まないとは私は考えるんですが、どう判断するのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 空き家対策につきましては、確かに全国でいろんな活動を行っているわけですが、柴田町では今まで行ってきた活動と申しますか、政策につきましては先ほども言いましたとおり、環境保全の観点から特定空家等環境及び危険を及ぼす空き家をつくらないというのが前提で行ってききましたので、これからは引き続き空き家をどうこうするという以前に、そういう空き家をつくらないというのを前提に、これは考え方はこのままでなおかつ空き家の利活用とか、そういったものも考えまして計画等の策定を検討したいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 続きまして、空き屋の実態把握ということでお伺いたします。

先ほど、町長から平成29年、昨年の調査で459件というデータをいただいたんですけれども、空き家の実態を把握するということは、やはり空き家とは人が住んでいないわけですから、そのうちに行っても、その日だけ旅行に行った可能性も、なかなか正確な情報というのは難しいと思うんですけれども、正確な情報を提供してもらうには当然地元の行政区長さんの協力も必要ですし、町でも水道使用状況ですとか税金課税状況等、各種の情報が重要と考えられるんですけれども、459件、実態把握というのはどういうあれでされたのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 実態把握についてでございますが、当初この調査を始めましたのは平成25年度に行政区長さんにまずお願いしまして、そのデータに基づきまして平成26年度から開始しました。3年も経過しているということで、新しい情報を取得するために、平成29年度に改めて行政区長さんに再度空き家候補を洗い出していただきまして、それに基づきまして現況調査を実施したわけでございます。

調査につきましては、いろんな情報を関係各課、総務課、まちづくり政策課、税務課、上下水道課、都市建設課等から協力をいただきまして、現地に1軒1軒出向きまして、個人の所有

財産でございますので敷地内に入ることはできませんので、外観から判断しましてAからDまでの判定をして状況把握をいたしました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 情報提供ということで、ほかの近隣市町村では情報提供者を大切にしております、謝礼として商品券などを利用している自治体もあるんですけれども、本町では謝礼とか、そういったものは特段、用意しているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 今のところ、行政区長さんから今回かなり詳細に洗い出ししていただきましたので、今までも毎年毎年調査をしているわけなんですけれども、そのほか町民からの問い合わせ等によって調査件数に加えて調査をしてきたわけなんですけれども、改めて情報提供者につきましては謝礼ということは今のところ考えておりません。

また、ほかの市町村の状況を調べ、ちょっと聞いてみましたら、謝礼という形でしているのではなくて、委託業者に頼んで、職員じゃなくてそちらで調査をしているという市町もございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 先ほどの町長答弁で、平成27年度時点では本町の空き家は162件だったということですが、先ほどの答弁で459件。あと詳細いろいろ答弁いただきましたけれども、これに当たってかなりふえていると考えるんですけれども、減少させる対応策というのは今までとってきた、どういったものの対応をとってきたのかお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 今のところ、空き家候補ですけれども、適正管理されている空き家から改善策が必要なものまであるわけなんですけれども、空き家総数については増加傾向にあるというのは間違いない事実でございますが、これをとめる手だてというか利活用についてまで、今のところ検討はしておりません。ただ、おおむね適正管理されている空き家であると判断しております。

また、対象外という物件が今回37件出てきたわけなんですけれども、これは空き家だったものが新築及びリフォームされて入居して売買されたとか、空き家等で土地もあるわけなんですけれども、土地につきましても空き地だったものが駐車場、家庭菜園等に土地利用が変更されて利活用されているものと考えられますけれども、全ての空き家についての減少の対策というところにつきましては、今のところ町ではこれといった政策は打っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） では、続きまして特定空家ということについてお聞きしたいと思います。特定空家というのは、私調べたところだと、この条件というのが1年間居住なし、さらに電気、水道の使用なしを特定空家と判断し、地方自治体首長が判断するという事になっているようですが、この空き家がふえている理由の一つに、税金の6分の1の減免措置ありますよね。これがやっぱり大きかったということで、政府では27年5月に空家対策特別措置法で、200平方メートル以下については6分の1の軽減措置撤廃、そして200平方メートル以上については3分の1の軽減措置撤廃となっておりますが、仮に特定空家と判断された場合、代執行まで4段階を踏んでいくわけですよね。柴田町はそういう事例は恐らくないと思うんですけども、最初に助言と指導、2番目に勧告、3番目に命令、最後の最終手段が行政代執行になっていくんですけども、6分の1の軽減措置撤廃というのは、今言いました1番から4番のどの段階で軽減措置撤廃されるのか確認したいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 斎藤議員、おっしゃったとおり、特定空家に指定されると助言・指導、最終的には行政代執行という形の処分をすることができるということになりますけれども、固定資産税の建物が建っていることで200平方メートルまでは6分の1、それを超えるものについては3分の1の軽減措置が働いていることで、古い空き家がなかなか取り壊せないという事実もございます。特定空家に指定したら、その軽減を外す措置ができますようになりますけれども、するとすれば勧告、勧告してすぐにどうこうというわけでない。それから、所有者の弁明の措置ということもございますので、それでもなおかつ勧告されてもなおかつ状態が変わらなければ、軽減措置を外すという措置が勧告の段階で出てくるものと考えられますけれども、全国、今のところ把握していませんけれども、宮城県内ではまだその措置をしたところは現在ないようでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今、宮城県内でそういう勧告がないといった答弁だったんですか。私調べたデータによりますと、国交省のデータで間違いないと思うんですけども、宮城県内で昨年4月からことし3月までの1年間で特定空家の措置として助言と指導が県内で5件、勧告が1件、命令1件、今代執行はなしとなっていました、町内では当然なかったんですよね。県内ではあった、どっちなんですかね。その点確認します。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

- 町民環境課長（安彦秀昭君） 県内で申しますと、斎藤議員おっしゃるとおり、助言、指導、勧告等の措置はした自治体はございますけれども、固定資産税の軽減等についての措置をしたところは、軽減解除の措置をしたところはないと聞いております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（斎藤義勝君） ということで、法律施行以来6分の1の軽減措置というか、特定空家に柴田町については指定されたところはないということで、理解いたしました。空家の場合どうしても、やはり地元に住んでいないというケースがほとんどになると思うんですけれども、先ほどの町長の答弁でも、空家にならないために固定資産税の納入通知書なんかは文書を同封しているとか、そういった答弁あったんですけれども、そのほかに特定空家にならないための予防策というのは、本町ではどのように対応しているのかお聞きしたいと思います。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（安彦秀昭君） 特定空家にならない施策でございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、毎年関係各課で調査を行って把握にまず努めるということ。それから引き続き行政区長さん等にお話ししまして、何か変化がありましたらその都度情報をいただきたいと申しまして、何か問題があるところもしくは町民からそういった相談、苦情が来ましたらすぐに所有者もしくは納税管理等を特定しまして、そちらに改善のお願いをしているところでございます。また、年に一、二回ですけれども、お知らせ版に適正管理についても掲載しております。以上です。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（斎藤義勝君） 今の予防策ということで、県内でも空家の管理代行サービスというんですか、こういったものをやっているところがあるようなんですけれども、町ではこういったサービス業者と連携ということは考えていないんでしょうか。お伺いいたします。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（安彦秀昭君） 今のところは考えておりません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（斎藤義勝君） 続きまして、空家の除却と活用、空家は除却するものは除却、活用は活用と2つに分けて考えるべきだと私は思っているんですが、最初に除却費用の助成ということについてお伺いいたしますが、空家対策総合支援事業の中で空家等対策計画に基づいて、最初にちょっとお聞きしましたけれども、空家対策を実施している市町村に対し、国では平成27年度に、これをこの前私研修で聞いてきたんですけれども、27億円予算化しているん

ですよね。こういった優遇策がとられているんですけれども、措置法できてから除却費用の助成とかについて、本町に問い合わせとかは町内であったのかどうかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 空き家等の除却に際する費用の補助についての問い合わせにつきましては、今のところございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 問い合わせがなかったということなんですけれども、除却においては先ほどの空き家等対策計画の策定、これをつくった場合に自治体によっては国の助成とは別に自治体独自で補助金を出している自治体もあるんですよね。どこだったっけな、ちょっと忘れてしまったけれども、本町では国のさっき言った補助制度とは別にこれだけ空き家もふえているので、補助制度、3分の1なりなんなりする考えはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 除却に対する費用といいますけれども、計画の中でどこまで除却の対象とするのかということが一番問題だと思いますけれども、適正に管理されている空き家等に関しても、相続で突然所有権が移って所有することになった、ただ空き家について処分する費用もない、できるんだけどもしないという方もいますし、それから特定空家等まではいかないですけれども、かなりひどい空き家になっている方の除却、そういった方も全てを対象にするのか、そういった本当に危険なものにだけ助成の対象にするのかという線引きもありますし、ほかの方との公平性というものもありますので、ただ単に助成制度を設けるとするのは、今のところもし設けるとしても考えていかなくちやならないと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それともう一つ、除却の件でお聞きしたいんですけれども、平成27年5月に特別措置法が施行された時点で、本町には少なからず特定空家に近い建物は何件か、私あったと思うんですけれども、特別措置法が施行された後に除却というのはどのぐらい進んだのか確認したいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） どのくらい進んだのかという詳細な件数については、まだ把握しておりませんが、除却して駐車場等に利用されたとか、そういったものは数件あると判断しております。ただ、除却したのかどうかという全てのものについてはまだ把握しておりませんが、どういった理由によって除却されたのかまでは、今のところ把握はしていません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、やはり空き家というどうしても活用ということで、今度お聞きしたいんですけども、空き家になった種類を調べてみると、要するに持ち家として活用するのかあとは賃貸住宅として活用するのか。また非住宅、例えばグループホームとか飲食店とか宿泊施設とか、いろいろ多種多様に私は考えられると思うんです。空き家の活用という面から、空き家の相談窓口、近隣市町村では白石市とか七ヶ宿町では開設しているんですけども、本町で空き家が出たって相続にも関連するんですけども、相談窓口というか、そういうのはどうなっているのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 柴田町では相談も特定の相談窓口は設けておりません。柴田町につきましては、空き家等につきましても対象外になったということで、民間の不動産会社でも幾らか取引がされておりますので、相談窓口というものを設けていないというのが一つの原因でございます。それから、近隣市町の中でも相談窓口等を設けている市町でも、人口減少がそれほどでもない市町につきましては、ただ単に相談窓口、空き家バンク等を設置してそれを不動産業者に紹介するという形のものもありますし、七ヶ宿町とか川崎町、白石市は人口減少に歯どめをかけるため、町としての施策で移住定住を促進するためのそのほかの施策、あとは雇用等も含めて、そういった施策をやった上での相談窓口というのを設けていると思いますので、柴田町の場合どういった、もし相談窓口をつくるに当たりましてもどういった形の相談窓口がいいのか、また利活用についてもこれから検討していかなくちゃならないと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今、課長から相談窓口はどうしても、白石市とか七ヶ宿町は移住促進というのが主になって、そういうものを開設しているんじゃないかということなんですけれども、空き家の中身というものを調べてみますと、いざ実際相続して、例えばここでいったら東京に住んでいる人が突然相続してどうしたらいいだろうということで、普通は自治体が相談を受けられるんですけども、柴田町はそういうのがないということでありまして、ということは何というか、相談の窓口がなくて悩んでいる人が、大体7割ぐらいいるというデータがあるんですよ。かといって、不動産屋に相談したらいいんじゃないかと。柴田町では不動産業者も何件かありますから。ただ、不動産会社に相談するほどじゃない。ちょっとハードルが高いというのか。そういった場合に、やはり何というかそういったハード的な支援において不動産業者、国

のいろんな先ほど言った空き家対策策定計画などをつくって、国及び県などと連携して進むべきだと私は思うんです。そのためにも、さっき言った移住対策だけじゃなく、相談窓口というものが必要と考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 相談窓口につきまして、今まで問い合わせはなかったわけなんですけれども、空き家物件というものの以外に消費生活相談とか相談のほうでは空き家と断定されないで相続についての相談は何件かございますけれども、空き家等についての相談窓口についても、ただこちらでどうこうというノウハウも今のところございません。そういったものも含めまして計画等協議会、その他連動しまして設置に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 続きまして、活用ということで税金の面から話したいんですけれども、特別措置法ができた2年前に空き住宅になった物件、ただしこれには条件がありまして耐震リフォーム、そういったものをしなくてはならないんですけれども、平成28年から3年間の特例措置として譲渡所得が約3,000万円の特別控除というのがありまして、これは来年まで該当なんですけれども、国交省の調べによりますと、県内では去年13市町村で127件あったということなんですけれども、特例措置を利用してリフォームして空き家を譲渡したとか、そういった該当物件はあったのかお伺いしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 斎藤議員の質問にありました相続等により取得した財産を賃貸等、そういったものに利活用しないで譲渡する場合には、譲渡所得3,000万円の控除が受けられるという制度でございますけれども、平成29年度につきまして、柴田町で2件ほど申請がございました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 2件ほどあったということなんですけれども、これは私最近わかったんですけれども、やはり施行当時からこういったものは周知はされていたわけですよ。例えば、平成28年度、29年度も結構あったんですか、それ。ちょっと確認したいんですけれども、今、ことしのデータだけだったんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 税金で国税のホームページ等、そういった形が主だと思うんで

すけれども、周知はされていると思うんですけれども、町としての周知につきましてはこれと
いって周知はしておりません。チラシが何枚か、税務署から来ましたので、窓口に若干置いて
いた経緯はございます。

平成28年度まではございません。29年度からは申請がありまして、29年度中に2件の申請が
あったということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 続いて、活用で空き家住宅を民泊に活用するというところでお聞きしたい
んですけれども、最近インバウンドの増加によりまして、また昨年、住宅宿泊事業法というも
のが施行されまして、空き家を民泊として利用する規制緩和というのをされたわけですね。
これは昨年6月よりは届け出制だけでいいと、ただし年間180日以内と。そのほかにいろいろ
規制はあるんですけれども、これを全国的に解禁されたようなんですけれども、当町でもイン
バウンドで桜の節とかそういう宿泊客を何人かでもここに泊めさせるように後押しというこ
とで、民泊利用を後押しというか、そういうことを考えたらいかがかと思うんですけれども、い
かがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 民泊事業法によりまして、民泊ができやすくなったという体制
は整っております。その中でただ桜まつりの期間に民泊、実際そういうふうに行っているところ
はありません。ただ、入間田地区に農家民宿を始めたところも実際ありますので、これから
空き家を使った民泊というのが出てくるのか見ていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） よろしく検討お願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、住宅のセーフティネットということで話をしたいと思
います。セーフティネットというのは、先ほど町長から答弁ありましたけれども、最近とみに
ふえております空き家、アパートの空室、日本の総人口が総体的に減少していく中で、将来的
には柴田町の町営住宅つくっておりますが、公営住宅を大幅にふやすことは難しいわけでござ
います。一方においては、民間の空き家やアパートの空室が非常にふえていくことが考えられ
るわけでございます。

こういった方向けに住宅についてお困りの方、先ほども言われましたけれども、低額所得者
層、子育て世帯層に限定して私はお話ししているんですが、どうしてもオーナーですね、空き
家になったとかアパートの空室になったオーナーさんというのは、どうしても活用促進という

ことでネガティブ思考が多いということで、昨年10月に住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度をつくって、リフォームの補助とか家賃の補助などを考えたようでございますが、これの登録の条件、登録した場合のメリット、こういったものはどうなっているんでしょうか、オーナーさんにとって。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 登録条件といいますと、要配慮者の入居者を拒まない住宅として登録することが条件でございますので、耐震性、床面積が25平方メートル以上、バリアフリーにするとか、いろんな条件が登録するには必要となります。ただ、これに改装する費用につきましては補助をすることができるというメリットと、県のホームページにそれを登録することができるというメリットがあるものと考えられます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今、言いましたセーフティネットの件、これは今言われましたように補助金を受けるには居住支援法人の指定が必要とか、何か難しいあれがあるみたいなんですけれども、そういったものをぜひ設立しまして、セーフティネットというか低額所得者、高齢者、子育て世帯に厚い対応をしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて、8番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

次に、7番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） 7番、秋本です。3問質問させていただきます。

1、指定管理者制度の見直しは。

平成18年に策定した財政再建プランの一環として、指定管理者制度がスタートしました。従来の何でも行政でという姿勢から、行政でなくても公平性や平等は保てるという姿勢に変わったものと理解しております。

平成26年に委託契約した指定管理の期間は5年ですので、来年で契約期間が終了します。そこで、柴田町の指定管理というシステムを検証して、次に備える必要があると考え、質問いたします。

- 1) 指定管理者制度の目的は。
- 2) 目的の達成度をどう考えますか。
- 3) 従前と比べて経費節減の効果はありましたか。

- 4) 指定管理を行う基準を示した仕様書、協定書の内容は。
- 5) 指定管理者制度の見直しをどう考えますか。
- 6) 現在、町で管理している公共施設への指定管理への活用計画は。

2 問目です。学校給食センターの現状を問う。

私は、学校給食センターの現状を見て、新たな給食センターの必要性を感じ、東京都東大和市の給食センターを見てきました。柴田町の給食センターについては、これまで何度となく議会で取り上げられ、文教厚生常任委員会でも建て替えが必要と報告しています。現在、屋根の改修と換気の調査が行われていますが、その内容について伺います。

- 1) 屋根改修の現状は。
- 2) 給食センターの建設時期からアスベストの使用が考えられますが、使用されていますか。
- 3) 換気計画の進み具合は。

3 問目です。小学校のエアコン設置の計画は。

今年の夏は、35度を超える酷暑日もあり、大変な暑さが続きました。酷暑日という新語が作られるような「通常でない日」も、これからは常態化すると思われます。

この状態が続けば、教室内で授業中に熱中症で倒れるということも十分考えられます。早急に教室へのエアコンの設置が必要です。このことについては誰も異論はないと考えます。

新たな電気設備が、電気配線が必要との事情は理解していますが、着手が遅れば遅れるほど危険は増していきます。いつ着手しますか。そして事業完了には何年必要ですか。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1 問目、町長。2 問目、3 問目、教育長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員の大綱1 問目回答します。6 点ほどございました。随時お答えをいたします。

1 点目。指定管理者制度は、公の施設について民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、施設設置の目的を効果的に達成するため、管理主体を制限することなく普通地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせることができる制度であり、平成15年9月の地方自治法一部改正により導入されました。

本町においては、行財政改革の一環として新生しばた行財政改革大綱に基づき、平成18年3月に策定した集中改革プランにおける取り組みの中に、民間委託等の推進として指定管理者制度を導入し、事務事業の効率化を図ることとしていました。

平成30年9月現在の指定管理の状況は、地区集会所、新農業構造改善センター、農村公園の管理といった、提供するサービスが定式化され、主に地域においての利用が主となる施設が44施設。次に、地域活動支援センターや観光施設など、管理者以外に業務運営のため高度で専門的な知識や経験、ノウハウが求められる施設を5施設、駐車場や自転車駐輪場といった設備の提供が主な目的で、指定管理のノウハウを余り必要としない施設を9施設、合わせて58の施設において指定管理者に施設の管理を行わせております。

目的の達成度です。今申し上げましたように、公の施設はそれぞれ設置目的が異なります。地域における利用が主となる地区集会所等では、地域に管理させることにより地域の実情に応じた利用が可能になり利用しやすくなっております。また、施設の運営に専門的な知識や経験、ノウハウが求められる地域活動支援センターでは、専門的な知識や経験を有する団体を指定管理者としたことで、設置目的に沿った高度で専門的なサービスが提供され、より一層の住民ニーズに応えられております。観光施設や太陽の村においても、観光地としての魅力や集客力の向上に民間の経営ノウハウや経験を有する団体を指定管理者とすることで、民間の発想をベースとした消費者ニーズにマッチしたサービスが提供され、利用者の増加につながっております。駐車場や自転車駐輪場においては、直営管理から指定管理に移行したことにより、施設管理に係る職員の事務負担は軽減されており、人的資源を他の業務に振り分けられることが可能となっております。こうしたことから、指定管理者制度の目的はある程度達成されているものと考えております。

2点目。従前と比べ、経費の節減効果はあったのかということでございます。何度も申し上げますが、施設により設置目的が異なり、求められるサービスも異なるため、経費節減の効果だけを期待した指定管理者制度とはしておりません。なお、利用料金制を適用して運営している観光物産交流館や太陽の村等については、従前と指定管理後の管理運営内容が異なるため、経費節減効果の比較は難しく、数字としても算出してはおりません。

4点目。仕様書の関係です。施設により設置目的が異なることから一概には言えませんが、施設設置条例にある設置目的を達成するために、必要な事項が盛り込まれております。一般的には施設の名称、施設の位置、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、責任区分の明確化、個人情報の管理、また利用料金がある施設では料金収入の取り扱い等が挙げられております。

5点目。指定管理者制度につきましては、ふだんから競争性、公平性、透明性の確保の観点から募集手続、募集要件、選考過程の公表、事業評価等の見直しは必要だと考えております。しかし、柴田町の指定管理者の76%は、農村公園や地区集会所の管理といった提供するサービ

スが定式化され、主に地域においての利用が主となる施設となっております。さらに、地域活動支援センター、観光施設における運営条件においては、指定管理者制度の目的を達成しているところがございます。指定管理候補者を選定する際においても、公平かつ適正に選定するための組織として指定管理者選考委員会を設置し、公の施設の設置目的を達することができる専門的な知識や経験、ノウハウを持った団体を選定していますので、現在のところ指定管理者制度そのものの見直しや、候補者選定のプロセスの見直しが必要とは考えておりません。

なお、今年度末で指定管理期間の終了する施設があることから、今後次の候補者の選定に当たっては指定管理制度の趣旨に沿った選定を公平性、透明性を確保した中で行ってまいります。

これからの指定管理の活用計画でございますが、より専門的な管理運営、ノウハウやスキルが求められる施設や、より効率的で効果的に、しかも利用する住民の立場に立った柔軟なサービスの提供を求められる施設として、あくまでも、例えばでございますのでひとり歩きしないようにお願いします。むつみ学園や放課後児童クラブ、生涯学習センターなどが考えられます。

なお、民間事業者等のノウハウを活用する手法は指定管理だけではなくて、PFIや公設民営など幾つかの手法がございます。今後民間事業者の有するノウハウを活用することで、公の施設の設置目的の効果的な達成が可能になるものについては、施設に適した手法による施設管理を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 2問目、3問目。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 秋本好則議員の大綱2問目と3問目にお答えします。

初めに、大綱2問目、学校給食センターについてお答えします。3点ございました。

1点目。屋根の改修についてです。学校給食センター屋上の防水改修工事については、調理室と洗浄室の屋根について、屋根の棟部分の防水シートを張り増しする改修、屋根全体のシーリングと保護塗装及び建物南北面の雨どいの撤去と新設、建物部分の水切りの新設、排気フードの防虫網の新設が予定どおり完了しております。

また、今回の調査事業で換気関係の調査を行ったところ、機械室のファンを活用できることが判明したので、機械室屋上の防水改修工事を追加し、現在施工しております。なお、先般短時間に大雨が降った際には、工事が完了した屋上からの雨漏りは確認されませんでした。

2点目。アスベストの使用についてです。学校給食センター修繕計画策定業務委託の調査では検査機関によるアスベスト含有調査も行っております。調理室などの天井懐内の屋根の吹きつけ材やボイラー室の壁の吹きつけ材、外壁の吹きつけ材の調査を行いました。その結果は

全て含有せずと確認できております。

3点目。換気計画の進み具合についてです。学校給食センターの修繕計画策定については、施設全体の現状を把握し、総合的な観点で整備や管理運営の適正化を図り、調理機器の性能を十分に発揮し、安心安全な給食ができるよう策定するものです。

平成30年6月から11月までの期間での委託を行っており、夏休み期間を利用して換気設備を含む建築電気設備、機械設備の現地での細部調査を行い、現在その中間取りまとめを行っている段階です。中間取りまとめの修繕計画については平成31年度に対応してまいります。こうした工事が終了しますと、文教厚生常任委員会でご心配いただいた案件はおおむね解消されることとなりますので、安心していただけるようになると思っております。

次に、大綱3問目。小中学校のエアコン設置計画についてお答えします。町内の小中学校の教室へのエアコン設置状況は、保健室と図書室には全ての学校で設置しております。また、学校によってはパソコン室や音楽室、相談室にも設置しております。

今後のエアコン設置計画については、8月に国の学校施設環境改善交付金申請の前提となる建築計画の追加照会がありました。教育委員会としましては、新たに平成31年度事業として町内小中学校9校へのエアコン装置を、大規模改造空調事業として概算額7億3,200万円を見込み報告しました。文部科学省においては、平成31年度予算の概算要求に公立学校施設整備費として2,414億円を盛り込む方針を決定したとの報道があり、今後国における予算編成や平成30年度補正予算編成などの動きを注視してまいります。

ご提案の普通教室へのエアコン導入については、国の支援対策の動向や東北地方より酷暑の日が続いた西日本の自治体の動向を注視するとともに、今後の気象状況も踏まえながら検討してまいります。現時点においては、小中学校からの要望が多いトイレの洋式化や照明のLED化、また大規模改造事業などやらなければならない教育施設の整備を優先してまいります。以上です。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

11時再開いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

秋本好則君、再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 今の答弁の中で、指定管理制度の目的はほぼ達成されているという答弁があったんですけども、1つの例を引いてお伺いしたいんですが、例えば太陽の村も指定管理されているんですが、太陽の村の指定管理する目的はなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 太陽の村の設置目的につきましては、町民の健全な余暇活動の場の提供と農家経済の安定、向上に寄与すると設置目的があります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうなると、あれですかね、条例、書いてあるそのとおりなんですけれども、例えば条例の中によってはその目的が書いていないものもありますよね。それについてはどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） また、観光物産交流館についても条例にあるんですけども、町民に憩いと安らぎの場を提供するという目的が書いてあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 条例に目的が書いていないものも条例としてあるんですが、それについては何が目的なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今現在指定管理している施設全体のことのお話かと思いますが、地域福祉センターについては条例目的は、書いて、例えば地域福祉センター条例については書いて、趣旨とか設置のところに書いてありますが、設置の第2条で条例に書いてあります。柴田町地域活動支援センター条例についても、同じように第2条それぞれ書いてあります。

○議長（高橋たい子君） 課長、詳しくは後ほど秋本議員に回答いただくように、よろしいですか。（「はい」の声あり）

再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 書いてあるものと書いていないものがありまして、私調べたところではシルバーセンターに委託されている駐輪場とか、そういったものについては目的は条例の中には明文化されていないということがありました。

それで、これから新しい指定管理に入っていくといったときに、今までの5年間の見直しというのがどうしても出てくると思うんですが、それに対する評価というのは行う予定なんです

ようか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 評価につきましては平成17年に方針がありまして、その中には明記されておりませんが、今回新たに評価の部分を入れさせていただいて、次回の指定管理選定の際に参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 今まで、指定管理制度の中身は条例によって全部決めているんですけれども、その条例の中には評価という項目ないんですけれども、これは条例を継ぎ足す、改正するということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 次回の指定管理までには、条例等精査して検討させていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 次回にということは、今回の5年間の評価はしないということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今回の平成31年3月31日で満了する施設についても、評価の対象といたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） その評価の内容はどういった項目ですね、どういったことで、項目で評価されるのか、今お考えなのか心づもりがあればお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 審査基準にもございますが、住民の平等の利用の確保、利用者に対するサービスの向上、施設の効果的な活用、管理経費の縮減、運営管理体制、経営の健全さ、安定性、個人情報等の適正取り扱い等の項目を含んだ形で、いろいろ多方面で項目を考えさせていただき、評価させていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、それは行政側からの評価になるんですけれども、設置目的、先ほど随分あったんですけれども、利用者の利便性を考えるとしたときには利用者からの評価も出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 利用者につきましても、全体ではなかなか難しいと思いますが、利用者の声もアンケート等として考えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 次の第2クールといいますか、2回目の指定管理に入っていく前に、今まで課長言われたような中身は大體条例に入っていたんですけども、条例の項目で2回目も十分機能すると考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 評価部分については、追記する可能性もありますが、それ以外については修正の必要はないかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 普通、指定管理者制度ですと、条例で決めるところは決めるんですけども、条例というのはなかなか改正できないということで、詳細については別途仕様書的なもので中身を決めていくというのが普通行われていると思うんですね。

例えば、いろいろ私も調べてみたんですけども、一番近くにあったということで石巻の子どもセンター、指定管理者制度の仕様書というのを見てきたんですけども、この中で見ると例えば職員配置、どのようになっていくのか、何人体制でいったどのくらいの体制をしていくのか、人数が何人なのか、先ほど、町長答弁で専門知識を持った職員が要るからということだったんですけども、その職員研修は何をしなくていけないのか。そういったことも全部書いてありますし、健康診断を何回しなくちゃ、そこまで書いてあるんですね。

それと、利用者からの声ということで利用者の把握、利用者カードを作成していった形で利用できるのか、どういった形で利用できないのか。そこを全部決めていく。

事業は何をやりなさい、事業の中でも必須事業と推進事業と2つに分けているんですね。例えば子どもの事業の中でも、子ども育成事業、必須活動として自主的な遊び場の提供、子どものエンパワーメントの活動、中高生世代の居場所づくり、これが必須活動になっていますね。推進活動として地域間交流の推進という形で、活動自体を必須、必ずやりなさいということと、これからこれがあつたらいいねということに分けてやっているんですけども、そういったことは条例に書きにくいと思うんですけども、こういったものはなくていいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） そういう細かい仕様書につきましては、規則及び要綱等で定めていくものでございますが、柴田町の施設管理しているものにつきましてはいろいろ目的が違います

し、施設の状態も違います。なかなか一概に仕様書を個別に記載をするのはなかなか難しいか
と思います。大枠は書けますが、それぞれの条件に合った指定管理の場所につきましては、そ
れぞれの仕様書で明記するものと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 逆に、指定管理を受けた団体にとってもこういう仕様書があつてこうい
う活動をしていく、そしてこういう活動、職員はこういう形で研修を進めていくということが
あつたほうが、より親切じゃないかと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまでの先ほど施設、指定管理の分類を申し上げましたけれども、事
業内容まで指定管理に入っているのは、実際太陽の村とリフトカーと観光物産交流館、観光物
産協会、それからしらさぎ、もみの木社会福祉協議会、この2つしかないということです。あ
とは全部公園、集会所、駐輪場でございますので、今おっしゃった石巻の事例は当てはまらな
いと思っています。

これからもし民間に委託する事業、先ほどひとり歩きしないようにと言いましたけれども、
それが具体化した段階で条例は全部に共通する事項あると思いますけれども、規則とか仕様書
の中でやっていっても十分ではないかなと。今、改めて条例全体を見直す対象物がその2点し
かありませんので。

もう一つ、しらさぎ、もみの木は知的障がい者、精神障がい者の方々の特定施設なもので
から、なかなか具体的に定めても今すぐにやるべき件でもないのかなと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。それでは、今ので十分だという答弁だと思うんですけれ
ども、これから進めていく、多分いろいろな施設で指定管理が入ってくると思うんですが、そ
この指定管理をする人の立場になって考えてみたときに、一度施設全体を預かったときに備品
リスト的なもの。そこにある設備、備品ありますよね。そういった備品リストというのは今全
部各施設でつくっておりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 当然備品リストはございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） その備品リストに伴ってチェック体制、どのような体制で行っているん
でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 備品台帳に基づいてチェックしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、指定管理を受けた人は指定管理の内容、どういうお客さんが来て何人ぐらいの利用者があったという報告は、町に来ているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 当然、事業実績報告ということで定期的に内容、利用者の人数ですとか、観光物産協会並びに太陽の村の関係については事業実績の報告というものがありますので、あります、出ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それで間に合っているとわれればそれまでなんですけれども、例えば先ほど言いました石巻の子どもセンターのものを見ますと、備品管理というリストをつくっていて、その備品の使用状況について毎年1回リストをつくって、そのリストがどうなっているかということと全部報告する義務が、仕様書の中に書かれているんですね。そして例えば、サンプリング調査でもないんですけれども、どういった人が来てどういう状況だったかというのを1年に何回報告しなさいということまで全部書かれているわけです。

例えば、事業につきましても先ほど言いましたけれども、保守管理につきましても例えば消防用の点検、それを月に、年何回しなさいとか、そういう規定まであるんですけれども、そういったことは全て指定管理のほうに信頼して任せるといっただけでチェックはできないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） しらさぎ、先ほど言った2つしかないんですね、2つしか。しらさぎとかもみの木なんでございますが、我々専門知識はありませんので、そういう専門的な方々に来ていただいて子どもたちを指導していただいているので、できるだけ効果が上がるように、子どもたちが健やかに成長するようにという全体を把握するだけでいいのではないかと。あと1年に1遍、財政課長がリストをチェックする機会は当然必要だと思いますが、一々細かく秋本議員に言ったら自由にならない、そっちの仕事が多くなってしまうという懸念も、私はちょっと印象で持った次第です。

ですから、施設の目的によってやはり全体として評価するのはあってもいいのではないかな。もちろんチェックすべきところは1年に1遍でいいのではないかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 信頼して全てお任せしているということかなと、私受け取ったんですけども、それでうまく動けばこんないいことはないんですけども、例えば指定管理をするということは、その指定管理者が自主的な活動をしていくということを期待しているということ、指定管理者制度の導入の基本方針という中に書かれているんですけども、今指定管理委託されているところでは自主的な運営がされていると考えておりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 公園とか集会所、これを自主的に管理しているかどうか議論しても私しよがないと思うんですね。ですから、それは抜いていただいて、それは地域の方々が自由に使いやすいように管理していただいていると評価をしておりますので、問題は先ほど言った物産協会でやっている利用料金制でやっている効果ですね。それからしらさぎ、もみの木のような高度な施設ですね。そういうところの2つだけ。これは分けて限定しないと、全体で指定管理の話をしているとごちゃごちゃになってしまいますので、公園とか管理は自由にお任せしてもらって構わないんじゃないかなと思います。この2点だけでこれから議論をいろいろ進めさせていただけるとありがたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほどの、一番最初に出た目的が書かれているか、書かれていないかということにも関係してきますので、例えば太陽の村を見ますと建物ごとの指定になっているんですけども、あそこのところで何月何日、役所が何かイベントをしたいということで、使用許可を求めることはやっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 秋本議員おっしゃるような形で、厳密な意味ではそういった記録はなく、お互いにやりとりをしているという内容でございます。ただ、それぞれのところへイベントの記録としては当然残っているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 指定管理者制度でいけば、その使用权、管理権はどこにありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 料金を含めて使用管理に関しては指定管理者という形でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 町長からの話でありましたけれども、例えば太陽の村に限った話をして見ますと、例えば建物ごとの指定ということで条例書かれているんですけども、建物以外の

ものについてはどういう形なのかなど、どうも疑問が残るんですね。

例えば、先ほどの子どもセンターの仕様書を読みますと、管理する範囲として子どもセンターにおいて使用管理することになっている土地建物全て含むという形で、建物ごとでなくエリアとして指定しているんですね。そういったことをしないと、逆に指定管理を受けたところが自主的な活動というのがしにくんじゃないかと思うんですけども、建物ごとにあくまでやってしまうと、建物から1歩出たらあなたは関係ないよとなったときに、そこで自主的な活動というのはできますかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 指定管理を行っている地域福祉センター、地域活動支援センターもみの木、しらさぎについては、建物と一体となった土地まで含んで管理をするということをお願いしております。

○議長（高橋たい子君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 建物だけではなくて、こちらも建物と土地が一体として協定の中で結んでいるという形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと条例を見ますと、あくまで建物だけという形になるんですけども、それを取り囲む敷地といいますか、芝生の部分とかほかにいろいろ施設があるんですけども、それを含めた上で指定管理をしているという受け取り方でいいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 明確には敷地という形、私は一体と話しましたがけれども、業務の中で園地の管理とかそういったことも含めて依頼しているというか、指定管理をお願いしているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、形上と言われるかもしれないんですけども、あそこを何らかの使いたいという町の意向があってそこを使わせてくださいという申請を出しても、管理者の都合とか自分のイベントがあるとか、そういうことでそれはできませんと断ることは可能なんですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） それぞれいろんなやりとりがある、協議とかが必要かとは思いますが、文章上では指定管理者が決めることという形になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。本当に指定管理された方が自分の事業としてそこを使っ
ていただいて、最終的にはその町民が一番満足できるような使い方がされることが目的だと
思いますので、なるべく一体として使われるような活動をしていただきたいとお願いしたいと
思います。

もう一つ、利用料金、太陽の村でいくと食堂の売り上げとか館山で言えばスロープカーがあ
りますが、その利用料金の扱いはどうなりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 利用料金の扱いについては、全て指定管理者の収入となってお
ります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そこでできた利用料金の扱いについて逆に100%自由に使っていいわけ
ですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 当然、指定管理者の収入になりますので、100%利用してもら
うようになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 今までの5年間の現状で、追加の業務を委託するとか、そういうことは
ありませんでしたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 観光物産協会に限って言いますと、どうしても施設がふえてお
ります。例えば、船岡城址公園に里山ガーデンハウスとかできましたし、太陽の村ではふわふ
わドーム、そういった施設ができておりますので、その分は指定管理料がふえているという形
になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 一番最初に指定管理料という形で決めて契約されていると思うんですけ
れども、その途中で追加のものが出来た場合には追加の委託工事料というのが発生している
んでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 必ず、毎年契約といたしますか、前年の実績に基づきながら指定

管理料というのを見直しておりますので、その中で改定、施設がふえたりなんかした場合は改定するような形になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、例えば太陽の村とか、例えばこの間産建委員会でも取り上げたんですけれども、固定経費、例えば光熱費とかそういったものなんですけれども、今どういった割り方でそれを指定管理の中に入れているのか、その分け方を教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 固定経費ということで、あくまで施設の管理のための経費ということで例えば電気料、上下水道の光熱水費、あるいは通信費につきましても基本料金というものを固定経費ということで見ております。また、施設警備費とか電気保守点検、浄化槽の検査料とか、そういったものも含めまして施設管理のための固定経費ということで見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 全般的にその施設運用を委託して任せるのが指定管理だと思うんですけれども、逆にそういう分け方をするんじゃなくてそこにかかる経費は一切合財を指定管理に含めてお任せするといったほうが、指定管理受けたほうは本当に自由があって民間の知恵をそこで働かせて経費節減をするということになりませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 当然、施設の管理費用というのがまず出てくるかと思うんですけれども、それに必要な固定経費ということで、最低限施設を管理していくための経費というものが出てきます。足りない分につきましては、それぞれ利用料金なり各指定管理者で事業努力によって収益を上げていく。それで指定管理制度というのが成り立っているものと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私言ったのは、例えば電気代を例にとってみれば、全部指定管理受けるほうがやれば要らない電灯消そうとか、そういった知恵が働いてくると思うんですよ。それを全てであってもある程度は町がやってくれるとなると、そういった知識も知恵も働かなくなるような気もするんですけれども、そういった意味でのインセンティブというのは考えることはないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

- 商工観光課長（斎藤英泰君） それも一つの方法かと思えます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） それでは、モニタリングの制度についてお聞きしたいんですけども、例えばそこを利用する方々がどういう評価をするかと、これから次に向かって必要だと思うんですけども、このモニタリング制度についてはどのように考えておられるでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。
- 農政課長（瀬戸 諭君） 施設全般という形ではないんですが、細かいことをお話しすると例えばレストランのメニューとかその辺に関しては、お客様のご希望なり、例えばここがというご指摘をいただくなり、そういったことをしております。今後は、施設全般についても一昨年度ぐらいからだんだん利用者の方がふえてきているということもございまして、年代層がやはり小さいお子様から高齢の方までという形で広がってきていることもありますので、今後は利用者に対するモニタリングというのをしっかりしていけば、やるべき事業、やらなければいけない事業が見えてくるのかなと思っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） そのような形でどんどんとモニタリングを進めていって自己改革をやっていけば、本当の意味で自主運営、自主管理ができる組織を育てるということにもなると思うんですね。そういったことを進めていくと、その先にはコンセッションということが当然出てくると思うんですけども、コンセッションに対する展望というのはどうお考えでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。
- 農政課長（瀬戸 諭君） 申しわけございませんが、コンセッションの意味をもう少しわかりやすく教えていただければと思います。（「済みません」の声あり）
- 議長（高橋たい子君） わかりやすく質問してください。
- 7番（秋本好則君） P F I 法で決まっているやつで、施設運営権そのものを売却していくと、一定期間を限ってですね、所有権はもともとあるんですけども、その施設運営権を一定期間を限って売却すると、本当にそこは自由に使えるという形のコンセッション、指定管理権というんですかね、そういうことなんですけど、どうでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） その辺、中身、内容確認させていただいた上で回答させていただきたいと思えます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） あくまで指定管理はそこに住む、ここで言えば柴田町の町民が一番使いやすい施設になるということが前提ですので、その方向で考えていただきたいと思います。

それでは、2問目の給食センターについてお聞きしたいと思います。

給食センターで今進めておりました、屋根の改修が終わっているということなのですが、アスベストについてこれは使われていたのでしょうか。いなかったのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回、夏休み期間中に修繕計画策定のために事業者に入らせていただきまして、今回詳細な調査をするということでアスベストを含めて調査をしていただきました。アスベストに関しては、先ほども答弁申し上げたとおりなのですが、天井懐内の屋根吹きつけ裏、屋根裏の吹きつけ材、それからボイラー室の吹きつけ材、外壁の吹きつけ材にはアスベストは含まれていないということで、専門機関での検査が終了しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 最初からアスベストは使われていなかったということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 大規模改造等かけているわけではございませんので当初建設当時のままですので、建設当時からそれは含まれていなかったということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、断熱はどのような断熱を、あれは施工されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 天井裏と断熱材ということで見せていただいたんですが、そちらを今現在私のほうで断熱材等は確認できておりませんので、吹きつけ材等での対応だと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 吹きつけ材というのは、アスベストの飛散対策の吹きつけ材なんですか。それとも断熱材がなかったというか、断熱をしていなかったという意味でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） ちょっと建物の構造上詳細な部分、私も把握しておりませんが、断熱にかわるものということでの設置はされているかと思いますが、アスベストに関してはな

かったということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、十分な、普通断熱工事やっていけば入ればすぐわかるような断熱が出ていますので、それが確認できなかったということは十分な断熱がなかったんじゃないかとちょっと疑いが出てくるんですけども、そういった場合、屋根を直していても天井裏で結露が起きるといことは考えられるんじゃないかと思いますが、その辺の対策はどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 結露に関しては、秋本議員が前から言われたように、吸排気のバランスということで今回も確認していただいて、今機械室のファンが稼働するというので、まず機械室の防水工事もしている状況なんですけど、当初計画によると調理室等における排気量、1時間当たり7万2,000立方メートルとなっております。それに対して吸気量が1時間当たり8万立方メートル程度ということで、本来であれば建物の中のほうが気圧的には高く、外に向かって空気が出ていくという設計がされていた状況です。

現在、吸気をとめておりますので、現実的には排気だけになっております。この気圧と温度設定と、そういう部分で結露が生じているという状況が今回の調査で判明しておりますので、その辺吸気ファンが稼働するということですので、そちらの稼働確認できましたので今後使用可能だということの結果をいただいております。ですから、そちらの適正な換気ができるようになれば吸排気のバランスが整うことによって、ある程度結露等が防げるのではないかとということで今回結果をいただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 換気は非常に、ちょっと面倒くさいところがありまして吸気計画をつかってここから吸気させるということになっていても、一番抵抗の少ないところから空気って入ってしまうんですね。ですからその辺、例えば今の状態は気密が保てているような建物とは思えないんですけども、そのような状態でも吸排気は十分だと思われませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） こういうバランスが崩れている状況ですので、吸排気が十分ということではなく、文教厚生常任委員会で見いただいたように、窓にもものが入らないようにということでテープ等でふさいでいた状況があるんですけど、こちらも今回の調査によれば逆にふさいだことによって外の空気を引き込むということが、室内の空気の気圧が低くなってしまっ

ているので、どこから空気を引き込むという形にはなっていますよということも、調査結果からいただきました。ですから、今現在は吸排気に関してはバランスは全く崩れている状況だということですよ。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに、吸気のバランスが崩れていけば一番近いところから空気は流れてきます。ですから、ここでいくと一番搬入口とかが一番の大きい開口になると思いますので、そういったところからどンドンと空気を入れるということは、空気と一緒にごみなり虫が入っていくということになりますので、これを何とかしてとめなくていけないと私も考えているんです。

吸気するためのファンを考えるということなんですけれども、吸気機、排気機ということは一種換気という形で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） そのようになっているかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうすると、一種換気を考えているとなると排気するところ、吸気するところ、かなり方向というか間隔があって流れていく。ダクトの抵抗とか、それも全部出てくるんですけれども、そういった気圧、中のほうの気流の抵抗なり圧力ということ全部調べていく計画なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回、宮城県住宅建築センターに入っていて、そちらのダクト関係、吸気関係も見ていただいている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと今、ダクトをやっていくとかなり住宅だけでも物すごいダクト量の長さになるんですね。あの建物をやっていくとなると全て内装を引っ剥がしてやり直すというぐらいの、私はそういうイメージを持っているんですけれども、そのぐらいの配管を全てやり直さないと、配管をつないだからそこで全部流れるということじゃなくて、配管をつないでも配管の中で一番圧力の抵抗の少ないところからどンドン吸っていきますから、例えば50立方、50立方吸わせようと思っても、こっちが抵抗が少しあればこっちから100ぐらいいっちゃうわけですね。そうすると、全体の空気というのは換気されないということが十分起き上がってくるんですね。そこまで含む換気計画を考えておられるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 吸気ということでの出口が、暖房と一緒に天井裏に排気をするところがあるんですが、そちらが平成23年に故障ということで吸気した空気を入れる、吐き出すところを全部ふさいでおります。そこまで向かうダクト等、今回全て確認をしていただきました。外から吸気を取り込む機械室、ファン等も全部確認をしていただきました。やはりそちらがまだ使えると。ですから、当初計画された吸排気の部分が処理することによって生かせるということ、今回結果としていただいている状況ですので、全部やり直すわけではなく、もともとあった配管を清掃等行ってそちらを活用することによって、当初計画された吸排気量が確保できるということでの報告がございましたので、大きな工事ではなく今とめているダクト等活用して、吸排気をバランスよくできるという形になりますので、来年度以降大規模な修繕ではなくできるという結果をいただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほど言いましたように、吸気排気、排気のほうは意外と簡単なんですけれども、吸気に関してはかなり中のほうの圧力を全部計算していかないと、ここから吸おうと思ってもこっちのほうから逆に吸っていっちゃうということが十分考えられます。

ですから、既存のものを使っていくのはいいんですけれども、同時に中の圧力も全部調べていただいて各吸気、排気、そこから均等に空気を吸っているあるいは吐き出すということを確認していただければと思います。

私、見に行きました東大和市の、建物複層階という形で2階建てで総2階の形でやっているんですね。これは私、1人で行ったものですから、言いたいこと言って聞きたいこと全部聞いてきたんですけれども、鉄骨の総2階という形で8,000食の規模だそうです。建設費が30億5,400万円、これは建物から設備、一切合財込み、食器まで全部含めた金額だそうです。これを建物の面積で割ってみますと、1平方メートル当たり78万円ぐらいなんです。

大河原町の今計画されている建設費を見ますとDBO方式、これは新聞報道でしか知らないもので昨日町長から11億8,000万円と出ましたけれども、新聞報道されているDBO方式、13億5,600万円という形で割ってみると1平方メートル当たり75万円。きのうきょうと言われたような11億8,000万円で見ると1平方メートル65万円。ですから、総2階の形をつくっていてもそれほど、1.何倍の差しか出ない。2倍までいかないということなんですけれども、こういう形を持っていくと、建築面積を減らすことができるわけですね。残ったところを駐車場なりいろんな設備に使うというメリットができるんですけれども、こういう手も考えられるんじ

ゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 新しい学校給食センターを建てる場所ということで今検討させていただいています。ですから、その場所によってどのような建物ができるかということであれば、このような2階建てということも想定できるのかなと思います。とにかく、給食センターを建てる場所というのを今後検討してまいりますので、先行している大河原町のほうもDBO方式に基づいて建てると、今回平家ということになっていらっしゃるようでございます。ですので、それぞれ建てる際において、その土地に合わせた建物にならざるを得ないかと思えますので、いろんなこういう先進事例等を参考にしながら、検討させていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに、その場所ではこの金額出てきてからうちのほうでできると、そういうことはないと思えますけれども、例えば町長が言われたように11億8,000万円、そうしてみると1平方メートル当たり65万円なんですよね。柴田町、さくらの里の増築、木造平家で60万円。5万円しか違わないんですよね。であれば、もうちょっと立派なものできるかなと思えますので、ぜひ考えていただきたいと思えます。

それときのうも答弁の中で、調理器具は最新のものが入っているから大丈夫だと、何回も繰り返しあったんですけれども、例えばこれを1つの車に例えてみると、エンジンが新しくても車体がちょっとどうかと思うようなところでは、フル性能は出せないんじゃないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 厨房機器と調理器具等が最新のものということで、建物のほうが古いということで、性能が100%使えないんでないかということですが、現状給食センターで確認をさせていただきましたが、現状の建物、対応できていない部分というのはスペース的な問題と、先ほど言ったような吸排気の問題等もありますが、現状はそれを使いこなして最新の機能を使って安全安心な給食をつくることできているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） きのうも質問の中で少し話が出ていたことをもう1回確認したいんですけれども、3町の合同の給食センターの計画がありました。それで、柴田町が抜けたということで、そこから離れているんですけれども、同時にスタートしていて、あのとき柴田町も大河原町も村田町も、給食センターが必要だということでこの計画は始まったと思うんですけれども、このとき同じスタートラインに立っていて、村田はもう稼働済み、大河原は着手するとい

うところまで来ているんですけども、柴田町はこれからということで、この差はどこから来ていると思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 老朽化の度合いが違っていたということでございます。一番古かったのが大河原町ではなかったかなと思っております。そのときに、やはり3町でやったほうが効率化が図れる、コストが安くなるということで計画は立てましたけれども、結局きのうお話ししたように村田町の事情、それから柴田町の事情、この事情には秋本議員も絡んでいたと思っております。

先ほどありましたけれども、あれでしたっけ、エンジンの話があって、えっと思ったのはですね、38年で古くなったからね、車云々とありましたけれども、私から言うと38年過ぎた家でも、台所をきれいにして食器をきれいにしておいしい給食をつくっているのです、それは余り問題はないのではないかと感じたところでございます。

話を飛ばして申しわけないんですが、もう一つ、先ほど11億8,000万円、私もいただいている新聞を見ているんですけども、ご提案があったのは2階建てでもいいということで、それから平方メートル単価65万円で安く上がるというお話だったので、これは体育館を建てても、もしかすると給食センターの時期をすぐずらしても建てられるかなとちょっと意欲を持ったところでございます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。今町長からも随分話がありましたけれども、そうすると新しい施設ができて吸排気関係のプランができ上がった時には、もう今までの懸念は全て解消されると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 昨年度、委員会に見ていただいて、給食センターで衛生的に問題にならないように対応している、職員等で手づくりでさせていただいている部分に関しては、結露等も解消されるということですので、そちらは解消できると考えておりますが、ただ文教厚生常任委員会で指摘されているように、平成21年に国が定めたHACCP基準と言われる非汚染作業区域、汚染作業区域、その他の区域に部屋ごとに仕切るという国の基準に対しての対応は、物理的にはなかなか難しい。そこは作業と現場での工夫で対応せざるを得ないという部分は残りますが、衛生的ではないという見られ方をする部分に関しては、解消できるものと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） ありがとうございます。期待しておりますのでよろしくお願いします。

それでは、学校のエアコンディショナーについてお聞きしたいと思うんですが、申請をしているという話なんです、そうしますといつ着工になりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回、通常交付金事業においては6月時点において翌年度以降の計画を国に出すというのが本来の形でした。今回8月に国の、酷暑と言われ、エアコンが必要だということを受けて、8月に来年度以降、平成31年度以降の計画についてエアコンと、またはブロック塀等の撤去等の事業があれば追加をして申請をして、計画を変更してくださいということで通知がありました。

そういうことをもって、うちのほうとしては先ほど言った7億3,200万円という事業費でエアコンの設置を計画に位置づけたわけなんです、国においては今概算要求の段階においては昨年の概算要求よりも400億円、これはエアコンとブロック塀ということでの対応ということでは報道はされております。これがいつの時点でなるかということなんです、昨年も概算要求、文部科学省においては2,000億円の概算要求をした状況です。それに対して、国の当初予算においては680億円ということで、当初で国が認めた概算要求に対して認められた金額は3分の1以下でした。

ですので、エアコンを追加した事業がいつ認められるか。今回増額した分を認めていただけるのか。これはやはり国の予算編成等を注視、動向等を見ていかないと、いつできるということとは明言できないかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、今現在の教室の中の温度というのははかっておられるんでしょうか。それで、わかっているならば何度ぐらいに今なっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校において、毎日教室等ではかかっておるんですが、ことしの状況を言わせていただければ、子どもたちが来る前の時間帯においても30度を超えている状況があったということは聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうすると、学校の衛生基準はもう満たしていないということですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 議員言われるように、学校環境衛生基準、こちらことし改定をされておまして、以前の基準が昭和39年に定められたものでした。今回、学校の教室の温度が17度以上28度以下であることが望ましいという話なんです、こちらに関しては空気調圧設備が設置されている教室においてはということとなっております。空気調圧設備ということであれば、今の学校の教室には換気扇がありますが、それには該当するのかなとは思いますが、ただ学校の設置基準においては17度以上28度以下は、その範囲内にはおさまっていない状況だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 子どもの命にかかわることです。ですから、ちょっとこれから言葉がきつくなるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。今のままで、もし来年もこのまま続けていって教室、授業の中で倒れるという子どもが出たときに、その親御さんに対してどう説明しますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、今年度においても保護者からはお電話等で、そういうお話はいただいております。エアコンが設置できていない状況ですので、まず子どもさんの命を守るという意味では先生方をお願いをして教室の換気、エアコン設置している図書室、特別教室を活用した授業、児童、生徒さんの休息場所として活用していただくということでの対応をお願いしていた状況を説明させていただきました。

現実的に、来年度以降エアコンが設置されない場合はどうするかという問題がありますが、ない状況においては、やはりそういうソフト的な部分での対応をせざるを得ないというのが現状かと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） この調子でいって、来年もっとひどくなる可能性もあるわけですよ。そういったところで、これほど緊急性、叫ばれていて、起きた事故に対して国の予算、補助金出さないから柴田町できないんだという説明にならざるを得ないんですけれども、それで納得されると思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、7月の気温、柴田町はないんですけれども、白石市のやつを気象庁からいただきました。30度を越えたのが16日、子どもたちが学校に行ったのが11日でございます。猛暑、猛暑と言われているわけなんですけれども、最高気温が33.9度ということでござ

います。もし、環境、学校という1つのくくりでいったら、柴田町よりほかのほうでばたばたと、言葉は悪いんですが、危険な状態に陥るということでございます。

国では、菅官房長官が来年度一斉にやる、国で責任を持ってやると言いました。1万校以上の学校はすぐにやるといっても4,000億円以上かかるんですね。先ほど言ったように、平成29年度2,000億円ぐらいの学校施設整備概算要求にして680億円しかつけないということでございます。そのときに、柴田町7億2,000万円ですね。一般財源でやれと。これは無理ですね。

これについては、子どもたちがそういう熱中症にならないような対策でしのぐほかないと思っております。そのためにも、熱中症以上に学校の老朽化、トイレの洋式化と現場から直接要求されている案件もございますので、やはりこれは国がしっかりと官房長官がやると言ったのであれば、補正予算で予算確保して、我々はそれでも基準額の3分の1しか来ないということです。ほとんど町で責任を持ってやるということです。

ちなみに、情報を集めてまいりました。宮城県で8月10日現在で要望した自治体、16自治体、100億円を超えるそうでございます。県で村井知事とサミットを開いた際に、県の高等学校70億円を超えるということでございますので、県もなかなか、確かに命にはかかわるけれども無理だというお話をされておりました。

極端な話、どうするのかと言われるのであれば、そうならないようにしのぐほかないということでございます。7億2,000万円、現金今16億円持っていますけれども、一気に現金でやれと秋本議員が言うのであれば、あと構わずやっても構わないと思いますが、それは無理だろうと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私、お聞きしたのは、この調子でいって来年も同じような状況になる。そして、もし事故が起きたときに今の説明を繰り返すんですかということです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） そうせざるを得ない現状でございます。国がやっぱり責任を持ってエアコン対策でございますので、ただ西日本のように38度、41度、学校で亡くなったとき全部首長の責任にされるかと、やっていなければ、そういう問題ではないのではないかと思っております。もし、命にかかわるのであれば税金を上げてやってくれということであれば、また考えは別なんです。残念ながらそういう発想にならないということであれば、あくまでも他人任せではないかなと思っております。保護者の皆さんにとっても、学校にとってもみんな、すぐにはできないということを前提に、なるべくいろんな方法で熱中症にならないようにしていくと

いうことでございます。もしかすると、50度になったらどうするんだと、いろいろ想定する場面がありますけれども、現実に猛暑で30度を超えたのは16日しかない。始業式始まって心配していたんですが、こういう天候で30度を超えていませんので、やはり西日本の状況、我々よりひどい子どもたちがいっぱいいる。その子どもたちがどうなるかですね。一斉にやればいいんですが、残念ながらそれができる環境ではない。やはり、お金というものは最終的にかかわらずを得ないのかなと思っております。そうならないようにきめ細かに夏の対策を進めていく。

もし、国で補助金がつくということであれば、当然即柴田町も対応する。そのために一番最初に7億2,000万円、手を挙げているということもぜひお話をさせていただきたいと思っております。何もしないわけではないんですね。

どうも、こういう話をすると、柴田町が子どもの命に対して重きを置いていないとすぐ情報が流されるので、そういうわけではなくて柴田町はちゃんと7億2,000万円、もう来年度やりますと、手を挙げているので、あとは国がしっかり3分の1つけていただく、そこを見据えていきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） これも新聞報道なんですけれども、8月22日の河北新報によりますと富谷市の若生市長はことし調査費として1,400万円を予備費から出して、来年の夏までに全て312室に稼働できるエアコンを設備すると宣言されていますけれども、できるところもあるんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これは言ってもいいかちょっと迷うんですが、来年選挙でございまして公約に掲げたということでございます。

○議長（高橋たい子君） 間もなく、12時になりますが、このまま続けます。ご了承ください。

再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私、静岡県、たまたま調べたときに静岡県の設置状況が出てきたんですけれども、静岡県は7.9%の設置率、例えば静岡の富士市、磐田市、三島市、富士宮市、焼津市、島田市、掛川市、これは全てすぐに設置をしますという宣言をしております。そして吉田町という町があるんですが、これはもう現時点で全て完了済みという報道が出てきました。

やる気になればやれるんじゃないかと思うんですけれども、先ほど補助金が見つからないからできないと、これは誰でも言えるんですよね。そうすれば、官房長官がそこまで発言しているの

であれば、その言葉を信じてやります、そしてあとはよろしくお願ひしますと言ってやっ
ていくということも一つのやり方でないかと、本当のこれは政治じゃないかと思うんですけれども、
そういう方法はとれないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど言ったように、もう柴田町は7億2,000万円で国からの照会に基
づいて手を挙げていると、まずそこを言っていたかかないと、やらないという前提ではないと。
でも、7億2,000万円をどうやってやるのかですね。秋本議員から補助金がつくからというこ
とでありますから、秋本議員から現金でやれというのか、そこははっきりしていただかないと
対応の仕方がないということです。借金をしろという話であれば、一般で借金をします。借金
をすれば、柴田町は借金がふえていると、必ずそういう話になるんですね。貯金からおろせば、
柴田町は亙理町より少ないと、別な要素に必ずはね返ってくるんですね。

そこをトータルを含めて、じゃあこの7億2,000万円、本当に子どもたちのためにやるので
あれば、学校の耐震とかトイレの洋式化、いろいろ危険な要素ございます。それらを一斉で現
金でやれという話になるのか。そうなりますと予算は幾らあっても足りません。やはり、最終
的には財源ということを考えていくのが政治家として責任ある回答ではないかなと。できない
ことを言うよりも、可能性のあることを探ったほうがいいのではないかと思います。

ですから、反問権で財源どうするかと聞きたいのはやまやまですけれども、もうお昼休み過
ぎましたので言いませんが、やはり7億2,000万円どうしたらいいのかと、来年からつけるた
めに借金でやれと、何回も繰り返しますけれども、そこを秋本議員の考え方を示していただ
いてほしいなと思います。7億2,000万円の3分の1でも、あとの3分の2は一般財源で対応し
なければなりません。ほかにも子どもたちの命を守る政策もやらなければなりませんし、高齢
者の命を守らなければならないこともありますし、いろんな要望がございます。やはりそこは
バランスをとってやっていくのが正解ではないかなと思っております。天候が30度、来年度超
えるという可能性もないではないんですけれども、始業式から30度を超えない日もありますの
で、冷静に11日間、ことしこの猛暑で11日間学校で、あった。これをどう考えるか。皆さんと
ともにこれから考えていきたいと思ひます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 今のお答えを聞いておりますと、柴田町でいうと30度を超えたのは11日
しかないから大丈夫だというように私受け取れるんですけれども、鉄筋コンクリートの建物、
躯体があつたまってしまう場合、なかなか熱下がらないんですよね。ですから、柴田町11日

間で11日間さえすれば、例えば30度を超えなくても29.9とか29.8とか、それがずっと続いていれば熱中症の原因になりませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 原因の一つではありますけれども、熱中症にはならなかったということでございます。ですから、学校でもいろいろ対策をとって、熱中症にならない対策で酷暑と言われる夏休み前まで過ごしていただきましたので、ソフト面で防ぐことは可能だと。もちろん、3分の1ついたら計画的にエアコンをつけていく、これには変わりございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 多分、これから町政報告等いろいろされていくと思うんですけども、柴田町は11日間しか30度を超える日がないので、柴田町は大丈夫だよということは、これは言えないですね。人の、ご父兄の前で。ちょっとその辺の意識の差というのが私は見受けられるんですね。

例えばここでいろいろ検討してみますと、松阪市の事例が出てきているんですけども、松阪市ではDBO方式でもうやると決めました。分割して行って、一度にではないけれども、とにかくやっ払いこうと。それで意向調査をやったときに、根本的な教室の温度を学校衛生基準で定められる数値以下に下げることが困難であった。いろいろ対策やったんですけどもそれだけでは下げることができなかった。市民意識の調査では、7割強の市民が学校の教室に空調設備を設置すべきということで、検討委員会でもこれを受け取って市債を受けながらこれを起こしていくという決定をされているようです。このような調査、借金をすることが非常に問題でという話がありましたけれども、これは子どもの命にかかわる話で、これに反対する人いないと思うんですけども、違いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 命を守る。熱中症で今回亡くなられた方がいますけれども、その前に耐震もやらなければいけない、大規模改修もやらなければいけない。そういう命を守る、同じ命を守る施設。じゃあなぜそっちが一気に、これまでできないのか。計画的にやってきたわけですね。そういう計画的にやるというのがやはり行政だと思うんですね。一気に盛り上がったから今回酷暑だから一気にやれと。じゃあ東日本大震災で壊れかかった学校、全部一気にやれという町民はおりませんでした。

住民懇談会で今回の酷暑の状況、今柴田町は調査もので来年度7億2,000万円計画的に整備していきますと説明すれば、多くの方々がご理解をいただけるという町民だと思っております。

やはり、税金でやっている以上、全体を運営する私の立場から言うと、耐震も命を守るためには必要ですが、一気にやれない。熱中症も残念ながら7億円も一気に投入はできないというところでございます。

ですから、秋本議員言うように命を守るというのであれば、もう全て借金してこれからやらなければならない学校、東船岡小学校、西住小学校の安全確保、一気にやらなければならない、同じ議論構成になると思います。やはりそれは説明をしながらやらないというわけではないんですね。

こういう考え方はほかの首長も同じ。一気にやると国は言ったけれども現実を見ていないねと。我々首長は残念ながら今エアコン、確かに酷暑なんですけど、すぐにやれといっても現実的に対応は難しいというのが首長のおおむねの意見でございます。富谷市ですか、本当に財政も我々と違いますし、うらやましい限りでございます。そういった意味で、まずは西日本の方々も、国の政策を待たないとやれないという自治体も多々あると思います。ですから、これにつきましては平成30年度の国の補正予算、本当に国が子どもたちのことを考えて官房長官がやると言ったものですから、その動向を見せていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私も、すぐに全部やれと言った覚えはないんですけども、ただ皆さんが心配しているのはこの調子が来年まで続く、これからの見通しを知りたいと思っているわけですよ。ですから、どういう形で、例えば補助金がつかなくても全てでなくても何件かやる。そして補助金がつけばもっと進むでしょうけれども、そして何年ごろには完成するということ、これを知りたがっているんだと思います。ですから、そういう声も検討していただければと思います。例えば、岐阜県でしたっけ、どこかの病院で高齢者が4人亡くなって、あのとき警察は殺人罪で捜査に入っているんですよ。もうそういう時期に来ているということをぜひ忘れないでいただきたいと思います。

エアコン以外でもいろいろな熱中症対策はできると、私なりに考えたものですから、提案していきたいんですけども、外気の熱の73%は窓から入ってくるわけですから、光線として。そういったことを防げればかなり違ってくるはずなんです。

例えば、カーテンとかそういうことありますけれども、ここにアウターシェードという外側につける天幕みたいなやつですね。よくレストランなんかでやっているやつあるんですけども、こういったものが市販されておりますよね。こういったものを、これはYKKAPのカタログからコピーしてきたんですけども、こういったものを窓の外につけていく、これだけで

もかなり違うと思うんですよ。直射日光が、外からの熱が73%減る。そして窓に当たった熱の9割が室内に入ってくるというデータが出ています。こういったもので、直射日光を少しでも防いでいって快適な環境をつくるということは可能だと思うんですけども、この辺はどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 教育委員会としてもやはり今回の異常気象と言われますが、まず学校においてはハード的な部分での対応ができない部分に関しては、例えばミストシャワー等の設置、中学校等でも設置をして部活動なりそういう子どもたちの体温を下げるという活用がされている状況であります。ですので、今議員がおっしゃったような形で、そういうシェード的なもの。今後エアコンが設置できるまでの間、それを対応できる部分に関しては今後検討していきたいと思っております。

なおかつ、熱中症対策ということではないんですが、熱中症指数計というものを各学校に配布させていただきました。気温だけではなく湿度、それから総合的な判断ができる、客観的に見られるものというものを配布させていただいて、学校ではそれを活用して外遊びなり部活動、教室内のそういう状況を把握しながら、教育に当たっていただいた状況ですので、今後ともそういうことではエアコン以外で対応できる部分に関しては、検討して取り入れていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに、いろいろ状況を見ると、本当に黙ってられないというのがどなたでも考えることですよ。ですから、そういったことが起きてしまったから、お金がなかった、補助金がつかなかった、誰もそんなこと言いません。もう1回繰り返して言います。補助金がなかったからできなかったと口が裂けても言えないと思います。これからどういう形で契約、進んでいくのかぜひその検討、何年かかってもいいからとにかくやるという目標を決めてその目標を示していただきたいということを切にお願いして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時10分再開いたします。

午後0時11分 休 憩

午後1時10分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。質問、答弁に当たっては、簡潔にお願いを申し上げます。

16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。4点質問いたします。

1点目。「会計年度任用職員制度」施行により、実効性のある待遇改善を。

2020年4月から自治体で働く臨時・非常勤職員の待遇改善を目指し「会計年度任用職員制度」が施行されます。会計年度任用職員にも一般職員に適用されている各規定が適用されることとなり、給与や手当などが支給できるようになります。しかし、さまざまな課題が指摘されている現状です。

私が「官製ワーキングプア」という言葉を聴いてから10年が過ぎましたが、臨時・非常勤職員の待遇改善は一向に進んでいません。この制度の施行により、実効性のある待遇改善が進み、安心して働き続けることのできる環境が整うことを願っています。

柴田町の現状と、今後、制度の適正な導入や運用に向け、町としてどのように取り組む考えなのか伺います。

1) 「会計年度任用職員制度」の目的は。

2) 町は、臨時・非常勤職員の任用根拠、業務内容について現状把握や精査はできているのか。

3) 職種、職域別の臨時・非常勤職員の人数、正規職員との配置割合の適正性について検討を行っているか。

4) 総務省は①会計年度任用職員制度等への移行見込み、②給与等の実態及び見直しの方向性、③休暇、育児休業制度等の現状及び適正化に向けた検討状況、について回答を求めている。柴田町の方向性と検討状況について伺う。

5) 町は、法改正の趣旨にのっとり、臨時・非常勤職員の処遇改善に強い意志を持って取り組む考えはあるか。

6) 法改正では「会計年度任用職員」の給料または報酬の水準、期末手当、休暇制度について、常勤職員との均衡を図ることが主眼となっている。具体的にどのように取り組むのか。

7) 制度導入に向けた今後のスケジュールは。

8) 2014年の総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等について」では、不適切な「空白期間」の是正が明示されていた。柴田町で空白期間を置く理由は何か。

9) 職員組合のない柴田町において、勤務条件等の具体的な内容について、現在働いている臨時・非常勤職員とどのような形で協議するのか。

2点目。子どもの貧困対策の推進を。

10年前には、多くの国民が「豊かな日本で子どもの貧困なんてあり得ない」と考えていましたが、現在は、全国各地で子どもの貧困が取り上げられ、各自治体は対策に追われる状況となりました。理解が進むことで、子どもの貧困が「見えない貧困」から「見ようとすれば見える貧困」となったのです。子どもの貧困対策に関する本も相次ぎ出版されています。今後の町の対策を考える上で私が参考になると思ったのは、湯浅誠著「「なんとかする」子どもの貧困」、末富芳著「子どもの貧困対策と教育支援」、阿部彩著「子どもの貧困と食格差 お腹いっぱい食べさせたい」、渡辺由美子著「子どもの貧困 未来へつなぐためにできること」、西野博之・山下英三郎著「居場所とスクールソーシャルワーク」です。関係機関との大切な「つなぎ」の役割を担うコーディネーターは、これらの情報をどのように活用しているのでしょうか。

7月27日に、仙台市において、日本生活協同組合連合会主催による「子どもの未来アクション 子どもの未来アンバサダー講習会」が開催されました。「子どもの未来アクション」とは「貧困をはじめとする子どもの問題を社会の問題として捉え、学び、考えることから共感の輪を広げていく運動」です。目的は、学習会を通じて子どもの貧困問題に関心を持つ人をふやすことと、子ども食堂・学習支援などへの活動への理解者、支援者をふやし、地域で助け合い、支え合う社会づくりを目指すことです。アンバサダーが地域で学習会を開催し、学習会に必要な学習テキストや動画は、子どもの未来アクションから提供されます。子どもの貧困対策は、行政だけでは手が足りません。地域の協力がぜひとも必要です。町内には、きっかけさえあれば動き出す方がたくさんいらっしゃいます。行政が学習会開催の後押しをすることを提案します。そのためにも、全職員が先に学習すべきではないでしょうか。

子どもの貧困対策推進へ向け、何点か質問します。

1) 専門の研修を受けたコーディネーターは、次々に出版される本をどのように分析し、対策に役立っているのか。

2) 「子どもの未来アクション」の学習会の開催に当たり、町が会場や機会の提供、宣伝などを後押しすることを提案する。

3) 子どもの貧困の現状と対策について、全職員が研修を受けることを提案する。

4) 文部科学省は、平成31年度までにスクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置するとして、平成30年度は8,000人の配置を掲げ予算化している。なぜ、柴田町では3人の配置ができないのか。

5) 保育所や幼稚園においてもソーシャルワーカーが必要なことから、職員の中から保育ソーシャルワーカーを養成することを提案する。

6) 小中学生の就学援助の内容を見直すことを提案する。クラブ活動で使用する道具代や卒業アルバム代も必要なのでは。

7) 高校生への支援をどのように考えているか。

3点目。酷暑対策として、早急に公共施設へ冷房の設置を。

今年の夏は、早い時期から猛暑が続き、全国各地で命に危険のある酷暑となりました。柴田町でも夏休み前から暑さが続き、高齢者や児童・生徒の熱中症が心配されましたが、現状はどうだったのでしょうか。今後の公共施設の酷暑対策について伺います。

1) 町内公共施設の冷房の設置状況は。

2) 小中学校では、学校図書館や職員室の冷房使用に制限があったようだが、把握しているか。

3) 町内で熱中症になった人数は。

4) 公共施設内で熱中症になった人数は。そのうち、救急搬送された人数は。

5) 今後の酷暑対策をどのように考えているか。

6) 早急に小中学校へ冷房を設置すべきでは。

7) 暑さが厳しい時期は、司書が勤務していない時間も学校図書館をフル活用することを提案する。

8) 小学校内の児童クラブには冷房を設置していることから、暑さが厳しい時期は授業や休み時間に児童クラブの部屋を活用することを提案する。

4点目。学校給食センターは住民の声を生かした施策を。

「広報しばた」平成30年8月号に、「安全で安心な給食を提供しています」とのタイトルで学校給食センターの記事が掲載されました。保護者から「調理機器の写真ばかりで老朽化している内部の写真が載っていない。現状を伝えてほしい」との声が上がっています。文教厚生常任委員会の平成29年度の所管事務調査では、現場から「狭い建物に大型の調理機器を入れたため作業しづらい」との声もありました。

文教厚生常任委員会の「学校給食センターは、大規模改修して長寿命化を図るよりも建て替

えをすべき」との指摘に対し、「平成30年度当初予算において、屋上防水改修工事、築造型冷蔵庫改修工事、消毒室洗浄設備等改修工事、トイレ洋式化改修工事を実施し、保健所指導事項への対応を行います。また新給食センター建設に向け調査検討事業に取り組んでまいります」との回答で、調査事業費として10万円を計上しています。しかし、この内容では、なぜ長寿命化を図るかの回答にはなっていません。議会に対し詳しい説明を行うとともに、給食を食べている児童生徒、保護者、教育関係者、住民に対し、誰もが納得できるような説明が必要です。

同じく広報しばた8月号に滝口町長の就任のあいさつがありますが、「子育てや教育環境の充実」の中に、給食センターは含まれていません。子どもの食の問題は、自治体にとって最重要課題のはずです。また、給食は子どもの貧困対策としても重要な役割を果たしています。

今後、住民からの意見や要望を幅広く吸い上げ、給食センターの施策に生かすべきではないでしょうか。早期建設を願い、何点か質問します。

1) 夏休み中に行った改修工事は順調に進んだのか。

2) 調理業務の委託業者が夏休み中に替わった説明を求める。また、平成31年度から33年度までの債務負担行為額が1億1,603万1,000円で1年当たり3,867万7,000円となっている。30年度の4,551万6,000円よりかなり下がっているが、その理由は。

3) 狭い建物の中で、大型の調理機器を使いこなしているのか。

4) 早期建て替えではなく長寿命化を図る理由を、議会や住民に詳しく説明することを提案する。

5) 最新鋭の調理機器を入れても、建物の衛生面は改善されない。自治体として子どもたちの職の安全を最優先に考えるべきでは。

6) 給食センターに対する保護者の意見や要望を丁寧に聞き、今後の施策に生かすことを提案する。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、2問目、町長。3問目、4問目、教育長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内議員、4問あるうちの2つですね、私から回答します。

まず会計年度任用職員制度でございます。9点ございました。

まず1点目。目的でございます。平成29年5月11日に国会で成立し、同月17日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律では、これまで任用等に係る制度が不明確だった一般職非常勤職員について、会計年度任用職員の規定を新たに設け、その採用方法や任

期など任用等に関する規定を明確にするものです。

2点目。町では柴田町一般職の臨時的任用職員等の勤務条件に関する規則で、臨時的任用職員、柴田町8名おりますが、8人は緊急の場合または臨時の職、そのほかの一般職非常勤職員171人は、常勤職員の勤務時間より相当程度短い勤務時間の職と定義を設け、任用しています。また、業務内容を精査した上で任用しておりますので、法改正の趣旨に沿って見直しを行ってまいります。

3点目。平成30年8月1日現在、臨時・非常勤職員の人数は総数179人でございます。先ほど申しましたけれども、臨時的任用職員は8人で保育士業務などに従事し、一般職非常勤職員は171人で保育士や児童厚生員、司書の業務などに従事しています。臨時・非常勤職員の任用は、業務の繁忙期や正規職員に欠員が生じた場合に行い、配置しておりますので、特に配置割合の適正性という観点からの配置はしておりません。

4点目。①の会計年度任用職員制度等への移行見込みについては、平成30年8月1日現在の臨時・非常勤職員の総数179人でございます。そのうち、臨時的任用職員8人はそのまま臨時的任用職員、会計年度任用職員は171人移行する見込みです。

②の給与等の実態ですが、「柴田町職員の給与に関する条例」で「臨時又は非常勤職員については、他の職員との給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で賃金又は報酬を支給する」と規定しています。今回の法改正により、給料または報酬、期末手当等が支給できるようになりますので、今後検討してまいります。

③の休暇、育児休業制度等の現状及び適正化に向けた検討状況については、「柴田町一般職の臨時的任用職員等の勤務条件に関する規則」で、年次有給休暇や特別休暇について規定しています。全国一律の制度改正となりますので、制度改正の趣旨に沿った形で見直しを行ってまいります。

5点目。今回の改正法は、地方自治体によって任用、勤務条件に関する取り扱いがまちまちであったものを、統一的な取り扱いとなるよう定められたものですので、柴田町においても法改正の趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

6点目。会計年度任用職員の給料または報酬の水準は、常勤職員の給料月額を基本とし、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術または職務経験等の要素を考慮した上で定めることとなっています。また、期末手当については任期が相当長期にわたる者に対して支給することとなっています。休暇制度については、勤務形態に応じて常勤職員との均衡を図りつつ、定めることになっておりますので、法改正の趣旨を踏まえて今後検討してまいります。

7点目。臨時・非常勤職員の実態を把握するとともに、任用や勤務条件等の検討を行います。法律の施行日は平成32年4月1日ですので、平成31年度中にはこれらの任用、勤務条件等を関係条例や規則等で整備を行う予定です。

8点目。総務省で通知している内容は、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするために、不適切な空白期間を設けることは適切ではないという趣旨でございます。柴田町は町の方針としてできるだけ多くの方の雇用機会を確保するために、一定の空白期間を置く運用をしていますが、これは町の判断として以前より空白期間を定めているものです。

このように、柴田町では総務省が懸念するような理由での空白期間は設けておりません。

9点目。会計年度任用職員に係る任用・勤務条件の内容等については、円滑に新しい制度に移行できるよう努力するとともに、臨時・非常勤職員の皆さんには丁寧な説明に努めてまいります。

大綱2点目。子どもの貧困対策で7点ほどございました。

まず1点目。紹介された本を含め、さまざまな関係する本や資料を参考に政策を立てていきたいと考えておりますが、貧困状態である人とそうでない人とをどう線引きしたらよいのかといった問題点や、公的機関だけによるサービス提供には不十分な面があり、ボランティアやNPOなどの民間団体の活動も必要であることを本から学びました。

しかし、一方で貧困家庭を下支えする所得保障が十分に用意されていない中で、学習支援や子ども食堂などの対人サービスで子どもの貧困問題を解決するには、限界があるということも認識した次第でございます。

2点目。子どもの未来アクションは、日本生活協同組合連合会が赤い羽根福祉基金の助成決定を受けて、平成30年4月から子どもの貧困問題の理解者、支援者をふやすための学習活動を推進するために始まった事業のようでございます。日本生活協同組合連合会が主催となり、7月に仙台市で、地域の中で子どもの貧困問題に関する勉強会を行う意向のある方を対象としたアンバサダー講習会が開催されております。現在のところ、県内ではみやぎ生活協同組合、個人では仙台市在住の保護司や民生児童委員の方がアンバサダーとして登録されていると聞いております。まだ、スタートしたばかりの事業ですので、今後、日本生活協同組合連合会が提唱する子どもの未来アクションがどのような活動を展開するのか注視しながら、子どもの貧困対策に期待される成果と内容を確認させていただきたいと考えております。

3点目。9月12日に宮城県主催の子ども貧困対策に関する勉強会がありますので、これに子ども家庭課の職員が参加いたします。質問の中で、参考になると紹介いただいた阿部彩さんか

ら子どもの貧困の現状とその対策について講演をいただくことになっています。今後も、さまざまな研修に職員を参加させ、その内容について情報共有を図り、貧困対策を推進してまいります。全職員を対象とした研修については無理があり、考えておりません。

4点目。国では平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、スクールソーシャルワーカーを平成31年度までに全ての中学校区に約1万人を配置する目標が設定され、平成30年度国の予算では約7,500人分の予算措置がされ、スクールソーシャルワーカー活用事業を県が事業主体となって推進しています。本町におきましても、県からの委託事業を受けて平成23年度からスクールソーシャルワーカー1名を県から配置していただいて、事業に取り組んでいるところでございます。今年度、宮城県に対し、1名の増員を申請したところ、今回認められましたので、現在2名体制で事業の推進を図ってまいります。

平成31年度以降も、全ての中学校区に1名が配置されるよう宮城県に対し1名の増員を要望してまいります。

5点目。保育所や幼稚園では、育児や発達面などの保育に関する相談だけでなく、最近では保護者の経済的な問題やメンタルの問題、DV、離婚などといった家庭生活に関する相談も加わってきており、保育士等にソーシャルワーカーとしてのスキルも求められております。保護者に対する支援の基本として、相談、助言における相談支援機能があり、保護者の子育てに対する相談や助言など子どもと保護者が抱える問題解決のため、相談支援を行うものとされております。

実際、保育士現任研修などの各種研修においては、カウンセリングやソーシャルワーク論を取り入れた研修がふえており、そこで培ったスキルを生かしながら保護者に対する相談、助言業務を行っております。

しかしながら、ソーシャルワーカーとしての専門的な教育、訓練を十分に受けているわけではございませんので、問題が複雑な場合は健康推進課や福祉課などの関係課、仙南保健福祉事務所、県中央児童相談所など、関係機関とも連携しながら支援を行っているところでございます。

常に現場の保育士等は、自分たちこそが保育ソーシャルワーカー、カウンセラーであるという意識を持って日々の保育に従事していますので、今後も研修の場を大いに活用しながら、保育ソーシャルワーカーとしての職員のスキルアップに努め、子どもと保護者が抱える問題解決に向けた支援を行ってまいりたいと思っております。

6点目。就学援助事業の対象費目として、学用品費と通学用品費と校外活動費、修学旅行費、

体育実技用具費、新入学学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、通学費の12費目が掲げられておりますが、議員提案のクラブ活動の道具代、卒業アルバム代などは近隣自治体、宮城県内においても給付対象とはなっておりません。就学援助対象費目については、子どもにとって何が最低限必要なのか社会的な合意を探る必要があります、今後とも他の自治体の状況を調査しながら研究してまいります。

7点目。高校生への支援としては、家庭その他から生徒に関する相談、情報提供があった場合には、子ども家庭課に配置している児童家庭相談員が相談窓口となっており、個々の相談に対応しております。専門性を要する場合や緊急の保護が必要な場合には、児童相談所等の専門機関につなぐなど子どもの安全を確保するための支援を行っております。なお、平成29年度においては高校生の保護者から不登校に関する相談が1件だけありました。

また、高校生への学習支援として「宮城県の小・中・高校生の放課後まなびサポート」が生活困窮世帯の子どもたちを対象として、学習サポート事業や相談サポートなどが実施されております。高校生や保護者等の皆様から具体的な支援要請があれば、今後対応してまいります。

私からは以上です。

○議長（高橋たい子君） 3問目、4問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 白内恵美子議員の大綱3問目と4問目にお答えします。

初めに、大綱3問目、公共施設での冷房設置についてお答えします。8点ございました。

1点目。設置状況についてです。生涯学習センターや公民館などの9つの施設においては、貸し出しを行っている51の部屋のうち40の部屋に設置され設置率は78%です。保育所や児童館、放課後児童クラブなどの13の児童福祉施設では、活動用の58の部屋のうち57の部屋に設置され、設置率は98%です。地区集会所では39施設のうち33施設に設置され、設置率は85%です。また、コミュニティプラザは2施設とも設置され、体育館については2施設とも設置されておられません。

学校関係施設については、第一幼稚園は本年度に2教室と遊戯室に設置しており、設置率は100%です。小中学校のエアコン設置状況は、保健室と図書室には全ての小中学校で設置しております。学校によっては、パソコン室や音楽室などの特別教室140室のうち12室に設置しており、設置率は8.6%となります。普通教室については現在のところ設置されておられません。なお、職員室、校長室については全小中学校にエアコンを設置しております。また、学校によっては会議室や相談室などにも設置しております。

2点目。学校図書館や職員室の冷房使用の制限についてです。小中学校でのエアコン利用状況については、気温や熱中症指数計を判断材料とするなどして、各学校長の判断のもとエアコン稼働し、図書館や特別教室など児童生徒の活動場所として積極的に活用してまいりました。職員室については教職員が事務作業することから、放課後にエアコンを使用していたことは把握しておりますが、エアコンの使用制限があったということではありません。

3点目と4点目は町内の熱中症について一括してお答えします。町内で熱中症になった方の人数については、熱中症で救急搬送された方の数として把握しております。柴田消防署によりますと、今年度8月20日現在町内において熱中症で救急搬送された方は18人となっております。昨年度の同時期は4人でしたので、大幅にふえている状況です。なお、町内の公共施設では熱中症で救急搬送された方は現在のところは1人もいません。

5点目。今後の酷暑対策についてです。国では、毎年7月を熱中症予防強化月間と定め、熱中症の予防や応急対策などに係る知識の普及や啓発を強化し、熱中症対策の一層の推進を行うこととしております。本町においても、広報紙7月号やお知らせ版9月1日号で熱中症について取り上げるとともに、ポスターの掲示や高齢者対象の健康教室、まちづくり出前講座などで予防グッズやパンフレットの配布などを行い、知識の普及や啓発に努めました。

今後も暑さが続くことが予想されますが、熱中症対策は予防が重要となりますので、普及啓発を継続強化してまいります。学校においては、熱中症の予防対策としましてこまめな水分補給のための水筒持参や、熱中症指数計を活用して気温の状況に応じた積極的な休憩の確保、またミストシャワーの設置などソフト面での予防策を行ってまいりました。体調不良を訴える子どもたちには、エアコンが設置してある保健室で休ませるなどの対応も行ってまいります。

6点目。小中学校への冷房設置についてです。秋本議員にもお答えしましたが、エアコン設置計画については、8月に国の学校施設環境改善交付金の申請の前提となる建築計画の追加照会がありました。教育委員会としましては、新たに平成31年度事業として町内小中学校9校へのエアコン設置に係る大規模改造空調事業に、概算額7億3,200万円を見込み報告しました。普通教室へのエアコン導入については、国の支援対策の動向や東北地方よりも酷暑の日が続いた西日本の自治体の動向を注視するとともに、今後の気象状況も踏まえながら検討してまいります。現時点においては、小中学校からの要望が多いトイレの洋式化や照明のLED化、また大規模改造事業などやらなければならない教育施設の整備を優先してまいります。

7点目。学校図書館の活用についてです。学校図書館の活用については、始業時からエアコン稼働し、学年ごとに活動するなど積極的に利用した学校もありました。2学期においても

各小中学校での学校図書館の積極的な活用について周知してまいります。

8点目。児童クラブの活用についてです。これまでのところ、学校内にある放課後児童クラブ室の利用について、小学校から希望はありません。小学校並びに放課後児童クラブの意向もあると思いますので、実際にどのような利用形態があるのかなど、子ども家庭課と協議、検討してまいります。

次に、大綱4問目、学校給食センターについてお答えします。6点ございました。

1点目。夏休み中の改修工事についてです。平間奈緒美議員にもお答えしましたが、今年度は施設面の改修として築造型冷蔵庫の改修工事、屋上の防水改修工事を行いました。屋上の防水改修工事については、機械室屋上の防水改修工事を追加して施工しております。また、設備面の改修として消毒室の手や指の洗浄消毒設備の改修工事や、消毒室出入り口自動ドアの設置工事、男子トイレの洋式化改修工事に加えて、調理室入り口自動ドアセンサーの交換修繕、冷蔵庫扉ドア取っ手の修繕などを行いました。さらに、保守管理業務としてボイラー設備点検、消防用設備点検、調理室エアコンガスヒートポンプ点検などの安全点検も行い、計画的に施設や設備面の安全かつ衛生的な維持管理の確保に努めました。

2点目。調理業務委託業者についてです。調理業務委託は平成18年度から行われております。委託開始は平成18年4月1日から3年の契約でしたが、年度初めの学校給食開始が4月10日前後であるため4月1日からの委託開始では準備期間が短いので、平成24年度から8月1日を委託開始に変更しております。

今回は、平成27年8月1日から平成30年7月31日まで3年間の委託期間が終了したため、新たに入札による委託業者の選定を行い、落札事業者と平成30年8月1日より平成33年7月31日までの3年間の調理業務委託契約を行ったものです。

平成30年度調理業務委託料の予算は、平成27年度に契約し確定している平成30年4月から7月までの4カ月分に新たに契約する平成30年8月から平成31年3月までの8カ月分の見込み額を加えて計上しております。平成31年度から平成33年度までの債務負担行為額については、平成31年4月から平成33年7月までの28か月分の見込み額を計上しており、月額は414万3,960円となり、年額にすると前回と比べて約1,263万円の増となる4,972万7,520円となります。人件費の上昇を見込んで計上したことから、増額となっております。なお、今回の入札により、委託料が確定しましたので、今後債務負担行為額を含め歳出予算の補正を行います。

3点目。大型調理器についてです。学校給食センターにおいては建設後38年が経過した建物であることから、現在ではさまざまな工夫を加え、安全でおいしい給食を提供しております。

施設面での運用をカバーしていくためには厨房機器など設備での有効な対応が必要となりましたので、これまで順次最新鋭の調理機器を整えて衛生環境の向上に努めてきております。

確かに、新しい調理機器を設置した際には、作業スペースが狭くなりましたが、作業工程や職員の作業動線を改善するなどして、その都度適切に対応しております。今後も、最新の機能を使いこなして安全安心でおいしい学校給食を提供してまいります。

4点目。長寿命化についてです。仮称総合体育館や図書館の建設とともに、学校給食センターの建設は大型プロジェクトであり、新学校給食センター建設に当たっては相当な財源が必要となることや、用地選定の問題もあることなどから、今すぐの建設は困難であると判断しました。耐震上、特に建物に問題がないことから、新しくつくることから賢く使うことへの重点化を図る公共施設等総合管理計画の趣旨に基づき、長寿命化による改修を選択しました。

今後は、新学校給食センター建設に向けて財源を初め整備内容や民間手法、建設場所など細部にわたる調査、検討が必要であることから、建設に至るまでの間、施設及び設備面の両面から適正な維持管理を行い、学校給食センターの機能の拡充を図ってまいります。

5点目。食の安全についてです。確かに、建設後38年を経過しましたが、耐震上、施設の建物には特に問題なく安全に調理しております。施設面においても調理を行う全ての行程において、最新鋭の調理機器を使用して衛生的に調理しております。今回、経年劣化により問題となっている部分については、屋上の防水改修工事など本来の建物の機能を回復する工事を行っております。さらに、来年度には調理室の床や換気設備などの改修工事を行ってまいりますので、建物の老朽化による衛生上の懸念事項は、おおむね問題は解決されると考えております。

これからも、施設と設備の両面においてできることから計画的に整備していくことが、子どもたちの食の安全に直結する大切なことと考えております。

もう1点ございました。

6点目。保護者の意見などの聴取についてです。これまで、学校給食センターの現状や修繕計画、今後の建てかえ方針については、機会あるごとに町長が各小中学校PTA会長との懇談会や町小中学校父母教師会連絡協議会総会、子ども会育成会総会などにおいて説明するなどしており、おおむね実情については正しくご理解いただいているものと思っております。

また、町長へのメッセージにおいても、町民や保護者の皆様から学校給食センターに対するたくさんのご意見を頂戴しております。その中には一部町からの情報が正確に伝わっておらず、町民の皆様の誤解や不安が増幅しているのではないかと懸念されるものも見受けられます。

町民や保護者の皆様には10月12日金曜日、13日土曜日、14日日曜日に住民懇談会を開催して、

学校給食センターの現状や今後の修繕の方針などに関する説明を行うとともに、新しい学校給食センターの建設などについてご意見を伺いたいと考えております。今後とも、住民の皆様が正確な情報のもとに正しく認識していただくことができるよう、きめ細やかな情報提供に努めてまいります。以上です。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 会計年度任用職員制度についてです。会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定を図るために任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入を検討すべきではないでしょうか。町は検討したことがありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今回の改正の趣旨でございますけれども、会計年度任用職員につきましては1会計年度を超えない範囲内での非常勤職員でございます。勤務時間によりまして、今回フルタイムとパートタイムと分類され、任用などこれらを整理するものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） パートタイムの場合はむしろ待遇が悪くなる可能性もあるので、ですから、この制度導入とともに会計年度任用職員ではなく、任期の定めのない短時間勤務職員というのも考えていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今改正の中には非常勤職員、全ての臨時、非常勤職員全体から見ますとその現行の3つに分かれるわけなんです、特別職の非常勤勤務と今おっしゃる臨時の任用職員、臨時職任用職員、そして今回改正の主なものになります一般職非常勤職員ということに分かれるんですが、今回一般職の非常勤職員、これらがフルタイムとパートタイムに会計年度任用制度として分かれるわけです。

おっしゃるとおり、パートタイムの部分については臨時的任用職員の取り扱いということなんでございますけれども、この中には今回の会計年度任用職員の中にもパートタイムにもいろいろ期末手当の支給とか、改善は見られるところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 現在も任期つき職員、例えば保育士さんで任期つきに変えたらどうですかということを打診しても、フルタイムでは働けないという方が結構いると聞いているんですね。そうすると、そういう方で会計年度任用職員制度に移行したとしても、決して本人にとってはプラスにならないので、であれば任期の定めのない短時間職員というのをやはり今後考

えていく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今おっしゃっていると通りの臨時的任用職員、こちらの雇用に関しては職員の緊急臨時的業務、職員が産休とかで欠員が生じた場合の取り扱いの部分でございますので、緊急に応じた部分、今現在で柴田町でも8人しかございません。ほとんどが保育士になるんですが、こちらは引き続き新しい制度の会計年度任用職員とは別に、制度的には残ってまいります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ですから、その8人とは別に短時間勤務というのも今後考えていったらどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 制度上、今おっしゃるとおり、法第7条に掲げます一般職非常勤職員というところの部分でございますが、こちらが今回のおおむねの改正の部分でございますので、今後、雇用の事情に応じてはフルタイムに切りかえていただくとかということになってまいります。新たな会計年度任用制度の中では、フルタイムの中でもかなり条件がよくなってございます。

○議長（高橋たい子君） ちょっと答弁、質問に対しての答弁ではないような気がいたしますが。（「質問内容を変えます」の声あり）再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 会計年度任用職員制度で救われる職員もたくさんいるかと思いますが、漏れてしまう職員もいると思うんですね。まだ時間がありますから、しっかりとその職員をすくい上げるようにしてほしいなと思うんです。やはり、一番住民サービスの向上に欠かせないのが職員の質の向上です。特に、住民と直接接する職員というのは、生活の不安なく全力で仕事に当たるということが必要だと思うんです。そのときに、会計年度任用職員制度ですくえない職員がいれば、町としても特に、その経験を積み重ねた優秀な人材を手放すことのないように、今後、任期の定めのない短時間勤務職員という方向性を探ったらいかがでしょうか。2020年4月までに。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。（「すぐに答えられないのでしょうか」の声あり）総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） ちょっと法的には無理なところがございますので、それらを考慮するということでは、今対応できないところではないのでしょうか。（「済みません、語尾が聞こ

えません」の声あり)今の法律上、それらを変えるということはいかがなものかと思いますが。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか、どうぞ。

○16番(白内恵美子君) 法律上というよりは、正職員として短時間勤務職員をふやすという考え方をすればいいと思うんですが、今後、本当に会計年度任用職員制度ですくえる人とすくえない人が出てくるのであれば、すくえない人のことも考えていったほうがいいんでないかなと思ったんですね。それを町はまだ何も考えていませんか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長(佐藤 芳君) 今の短時間労働の捉え方なんですけれども、今非常勤職員、現行、先ほど申しあげましたけれども、臨時的任用職員、今おっしゃるとおりには6カ月期間の雇用であって、最大でも1年という方のことでよろしいですか。

その方なんですけれども、その方については引き続き、この制度ができた会計年度任用職員制度とは別に、引き続き臨時的任用職員の制度は残るんですね。一般職の中のほうにそれが残ってまいりまして、今回の制度の改正につきましては、先ほど申しあげましたけれども、一般職非常勤職員、こちらのほうに会計年度任用職員制度というものが創設されるところでございます。

○議長(高橋たい子君) 再質問、どうぞ。

○16番(白内恵美子君) 答弁いただけないようなので、今後検討していただきたいのは、任期の定めのない、要は正職員としての短時間勤務職員についても今後検討して行ってほしいということです。今後検討していただきたいと思います。

では、子どもの貧困対策に移ります。日本生協連で行った子どもの未来アクション、アンバサダー講習会ありましたので、私もちゃんと登録しました、研修を受けて。こういう資料が要請すればもらえるんですね。ですから、やはりこれだけの新しい最近の情報がきちんと盛り込まれている資料ですから、例えばこういうことをどんどん町でも利用して、各地域でいろんなところで学習会が開催できればいいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長(水戸浩幸君) 今回、そういった情報をいただきまして日本の生協連、そして宮城県生協の組合のほうに問い合わせをさせていただきました。また、こちらのみやぎ生協さんでは、その情報ということではまだ把握されていないようでしたので、町長の答弁にもありましたとおり、今後その辺をもう少し勉強させていただいて、事務局でももう少し具体的な形が見えてくると思いますので、そうしましたらそういう形を考えていきたいということで、

町長の答弁のとおりということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 例えば、今回の講習会の案内というのは新聞に掲載されていたんですよ。それを見過ごしていませんか。私は見て、ああこれは聞いてこなきゃならないと思って行ったんですが、いかがでしたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 申しわけありません。見過ごしておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 現在は、各地でさまざまな貧困対策が行われています。例えば、ある保育所ではシングルマザーの会をつくり、子どもだけでなく家庭環境の厳しい親の支援にも力を入れています。月1回、夜に集まり、そのときは保育士が特別保育をして子どもを預かり、母親たちはお弁当を食べながら子育ての悩みや仕事の話、休日にお金を使わない遊び方などの話をするそうです。この会で仲よくなり、子育てで助け合ったり衣類を譲り合ったりしているとのこと。このようなシングルマザーの会についてどう考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） そのシングルマザーの会の活動についても、大変申しわけございませんけれども、今回初めて伺いましたので、今後そういった情報を入れさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今、聞いてどう思われましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） そういう活動ができるということは、シングルマザーの方々にとって強みではありますし、いろいろな悩みがお互い相談できるのかな、そういう場になっているのかなということはお伺いしましてわかったという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 例えば、柴田町でもこういうことって検討すればできると思うんですね。保育所にしなさいではなくて、保育所として何ができるかというのを考えたときに、ほかではこういうことをやっている、だったら取り組んでみようかとなっていけばいいのかと思うんです。どうぞ、保育所で話し合っていたらいいと思います。

それから、ある小学校の養護教諭は、朝食を食べてこない子どもにパンと牛乳を提供し、お

風呂に入っていない子にシャワーを使わせ、洗濯をしていない子の洋服や体操着の洗濯をし、保健室に来る子どもの様子から厳しい家庭環境がわかれば家庭訪問をし、必要であれば就学援助費の申請や生活保護の手続まで援助しているといいます。本来なら、スクールソーシャルワーカーの仕事だと思うんですが、常駐していない学校も多いので、子どもに一番身近な保健室の先生が、子どもだけでなく親の支援までしているとのこと。

保健室だからこそ見える現実があります。各学校では、子どもの貧困の支援に養護教諭がしっかりとかかわっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 各学校において、保健室で食事の提供まではしていない状況ではありますが、やはり児童生徒一人一人見ておまして、例えば毎日同じものを着てきている。それから、体臭がある、お風呂に入っていないのではないかという家庭の児童生徒を把握しまして、担任とも情報共有し、図って家庭訪問等も行っている状況もございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 子どもが保健室で見せる横顔、本音、素顔か、横顔じゃなく素顔や本音。やはり、養護教諭が丁寧に酌み取ってそれを学校全体、教職員全体で共有することから支援が始まると思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） やはり、養護教諭の先生が、そういう部分では一つの役割を担っていると思っております。ですので、そういうことで養護の先生から担任に情報が伝わることもありますし、担任から養護の先生にも相談ということで横の連携がとれている状況もあると思います。その情報が今度は要対協にも伝わっていくということで、機関同士での連携ということにもつながっていくと思いますので、そういう重要な役割にあるということは認識しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） スクールソーシャルワーカーについてなんですが、ほかの自治体に聞いてみたら、利府町では3人とつくに入っていますよという言い方をされて、手挙げ方式でしようと言われたんですが、実際には手挙げ方式なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、今回の事業に関しては、県が国の補助を受けてやる事業になっております。ですので、町といたしましてはやはりスクールソーシャルワーカー、中学校

区に1人という国の目標を把握しておりますので、増員ということではお願いをしている。今回、1名増員ということで2名体制になった現状です。ですので、スクールソーシャルワーカーをされている方にも確認をしたんですが、人的には国が目標としている各中学校区に1人という体制を整える人材は、間に合うだろうということではお話を聞いておりますので、来年度以降、国の目標、来年度までですので、また増員ということでの要望というか、増員を申請していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 紹介した本、ここに並んでいるんですけども、やはり読むとスクールソーシャルワーカーが果たす役割がとても大きいんですね。スクールソーシャルワーカーを中心にしての支援というのが、どこでも始まっているかなと思うんです。ですから、今の柴田町、2名になったとはいえ常駐ではないので、常駐の3名を早く何とか獲得できるように頑張ってくださいと思います。

その中に、スクールソーシャルワーカーが書いた本があるんですね。その終わりにのページの中に、とてもいい言葉があったので紹介したいと思います。

「子どもの貧困に向き合える学校づくり」、サブタイトル、「地域の中のスクールソーシャルワーク」というんですが、この終わりにのところにこういう言葉があります。著者の一人である鈴木庸裕氏が書いています。

スクールソーシャルワーカーをどういう言葉で示せばよいのでしょうか。生活の専門家、社会福祉制度の専門家、関係調整の専門家、私は子どもの命と暮らしを守る専門家がいいのではないかと思います。学校教育の中で社会福祉の役割をどのように理解するのかは、教職員だけでなく子どもたちや保護者にとっても同じく求められる必要があります。子どもの貧困と向き合うことは、子どもの貧困に携わる多様な人々がつながり合いながら向き合うことだと思います。

いかがでしょうか。今後の子どもの貧困対策に参考になる言葉だと思いませんか。どなたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校の現場において、子どもの命、生活を守るという部分では、やはりそのような言葉が当てはまるのかとは思いますが。スクールソーシャルワーカーの方がかわることによって、教師でもなく第三者とっては、何というんですか、そばに寄り添いながら、その方の家庭の状況に応じた社会的なものの福祉制度とつなぐ、それから子どもの心を解きほぐしていくという部分では、やはりスクールソーシャルワーカーの力というのは大きい

かと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 続いて、酷暑対策についてです。最初に町長に感謝の言葉が届いています。

猛暑の日に保育所に行ってみたところ、町長から電気代を気にせずにエアコンを使うよう指示され、とても快適に過ごしていますという感謝の声を聞きましたので、お伝えしておきたいと思えます。

もう15年ぐらい前になるかと思うんですが、猛暑のときに私が保育所を回ったときは、本当に汗まみれ、泥まみれになって、子どもたち、保育士さんが大変な状況で夕方疲れ切っていた様子を覚えています。そして、一生懸命私もエアコン設置を訴えて保育所には入るようになったので、安心はしていたんですが、猛暑でどうなったかなと思って行ったところ、快適に過ごしていると言われ、本当にほっとしました。

各小中学校では、教室内の温度や湿度を全部測定しているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 全教室かというとは全教室ではなく、それぞれの部屋ごとに気温等はかかっております。また、ことし熱中症対策ということで、指数計というものも学校に1つずつ配置させていただきました。校庭での活動なり、体育館での活動の際にその指数計を持っていきまして、明確に数値として出るものですから、そちらを活用しながら活動を行った状況がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 教育総務課では、測定結果というのは受けていないんですよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 測定結果に関して報告等は受けておりませんが、学校からは非常に助かるということで、プール等の活動の際にも持って行って使っていたという状況もありましたので、学校では広く活用されているかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 先ほどの秋本議員の町長の答弁では、30度を超えたのは柴田町は11日だけだったのでまあ問題ないという答弁があったかと思うんですが、猛暑となった8月22日と23日、船迫小学校の東向きの教室で測定していただきました。22日午前9時30分に室温34.8度、湿度55.3度、暑さ指数29.4度で運動に関する指数はもう嚴重警戒でした。翌日23日、午前8時

50分、室温33.5度、湿度69.6%、暑さ指数30度で嚴重警戒という数値となっていました。

ちなみに、22日や23日の午後、我が家では36度まで上がっています。この現実、事実をどのように受けとめますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 実際、誰もいない教室だったかと思います。実際、夏休み前の学校においてはやはり30度を優に超えていた室温の中で、子どもたちが活動して教室に戻ればそれよりも高い気温にはなっていたというお話も聞いております。学校においては、換気を、窓をあけるなり風を入れるなり、そういうことで何とか室温を下げることでの対応をさせていただいていた状況であることは、申しわけないんですが、そういう対応で気温を下げることはできないとは聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 窓をあけて扇風機を回すと、もっと温度が上がるという本当に信じられないような状況だったんですね。ですから、やはり町長が考えるよりもかなり厳しい状況が学校現場にはあったと思うんです。町長は、実際に猛暑の日に学校へいらっしゃいましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 無理なことは聞かないでいただきたいと思っております。

やはり、データを見ますと、この猛暑で35度を超えたのは7月中は仙台市1日、白石市ではゼロですね。そういう事実。8月になりまして、仙台市で35度を超えたのが1日、8月1日37.3度。白石市は、8月22日に35.6度、1日だけということでございます。こういうデータもあるということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町長初め職員の皆さんは、役場で仕事するとき冷房が入っていますよね。快適に仕事なされているかと思うんですが、学校現場、気温と室温は違います。かなりかけ離れているんじゃないかなという気がします。やはり室温というのはどの向きか、窓の向きがどっちにあるかによっても違うし、1階と3階でも違うし、随分違うんですね。それを気温35度超えないから大丈夫的な答弁されると、やはりむっとしますよね。じゃあ、町長はそのときに行っているんですか。行っていませんよね。そこはまず確認したいです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 9校ありますので、9校全部回るわけにはいきません。

柴田町は入れないというわけでないんです。先ほど申しましたように、7億3,000万円、来

年度国へ要求しているということでございます。ですから、7億3,000万円をどう財源構成をするか、みんなで議論しないといけないということです。7億3,000万円一気にやれという先ほどの秋本議員の話であれば、貯金を取り崩してこれから7億円で、貯金7億円で財政運営をしていくということになります、これで本体全体が財政再建に陥る可能性が起きてくるというまた別な要素が絡んでくるということ。それから、7億3,000万円、一般起債で打てということになりますと、将来約5,000万円くらいずつ15年間払わなきゃいけないということでございます。

ですから、議会の皆さんも先ほど言ったように酷暑と言われるのは1日だけだったと、こういうデータも考えて、ただし感情的には暑いというのもわかりますけれども、一気ににはできない、やはり計画を立ててやらなければならないということです。そのときに、国の補助金制度を活用させていただきたいというのが町の考えでございます。

国の補正予算、どのくらいになるかわかりませんが、補正予算、あんなに国がやると言っているわけでありますから、多分予算をつけると思うんですが、そのときに補正予算を使うとどうということになりますかという、私の頭の中で計算しますと3分の1補助、基準額の3分の1、7億3,000万円なので約2億3,000万円ぐらい補助金がもらえるのかなと思っております。残りの5億円全額起債、そのうち30%が交付税で戻ってくることにしますと、約4億円が国から補填されるということです。そうすると、約3億3,000万円負担すればいいということになりますので、やはり単独でやると、来年度以降、当面新しい事業はできないということです。

皆さんからいろいろ要望されておりますが、一般財源を食ってしまいますのでできないんだと、感情的には、気持ち的には私も全額使って子どもたちのためにやってやりたいのはやまやまなんですけれども、財政を預かる別なサイドからいうと、将来まで安定して運転しなきゃならないですし、議会からの新しい要望をやはりやっていかなきゃない。それぞれの要望に意義があるわけですから、水害対策やっていかなきゃない、命を守らなきゃない、体育館を建てて子どもたち、お年寄りの避難所もつくらなきゃない。給食センターも早く建てなきゃ。そういうことを総合的に判断しますと、やはり国が補助金を補正予算で確保されてやっていかざるを得ないということも、町民の皆さんに伝えていただかないと誤解を生ずるということです。

町長はやりたいんですよ。やりたいの。でも、これやってしまったら後の財政運営は誰が責任を持つかという、私が持たなきゃない。そこを考えているということもご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） まずは、設置しないのではなく一気にはできないかもしれないけれども年次計画を立てて設置の方向で進めていくということではよろしいですね。確認です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 当面、国の制度がはっきりしませんので、国の制度がはっきりして国の補助金3分の1補助が決まると、これは大変秋本議員、白内議員の要望に沿う形でできるのかなと思います。

補助金もう多分西日本のほうからついていくんじゃないかなと思います。そのときに、もし来年もまたこの酷暑が続いて、当面この酷暑が続くという場合には、今度は学校に対して今9校一緒にやろうとしておりますが、小学校と中学校を分けるとか、これは教育委員会の方針とは違いますけれども、小学校のうちでも大規模校を先にして小規模校はその後とか、いろいろな工夫をして計画を立ててやるということは可能ではないかなと思います。

ですから、この1年は国の制度を見せていただきたいと、私としては補助金を確保して全額全校一気にやりたいという思いがあります。もし、来年この時点でまだ猛暑が続いているときには、単独でしかも各学校の順番をちょっとずつずらして議会と合意をとって、起債でやるか現金でやるか決めさせていただければありがたい。

ですから、しないということではないんです。やりたいんですけれども、効率的に効果的にやるためにはいろんな事情があるということもご理解いただきたい。やる方向では間違いありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） まずは、やる方向でいろいろ検討していただきたいと思います。それから、設置費用を下げる努力も必要だと思うんですね。それから、設置するまであらゆる対策、秋本議員の質問に森課長が答弁なさっていましたが、あらゆる対策を講じて子どもたちが少しでも安心安全に学習できるようにやっていただきたいと思います。

続いて、給食センターについてです。平成29年度は予備費で冷凍庫改修工事や換気設備修繕で427万9,000円を計上していますが、何がいつ故障するかという事態は脱したと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 昨年、そういう形で築造型冷凍庫が老朽化に伴って使えなくなるという事態がありました。平成30年度はそのようなことは、まず壊れる前に直そうということ

で予算化をしていただいて、この夏休みに修繕を全てかけさせていただきましたので、現状ではそれが壊れることによって給食ができなくなるような事態はなくなっている状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 先ほど、秋本議員の答弁で町長は38年経過しても給食をつくっているもので、問題ないという答弁をなさったと思うんですが、町長は内部をごらんになっているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 現場の内部には行っておりませんが、そのために職員が行って写真を撮って町長に報告するというところでございます。38年たったからということではなくて、30年たったおうちがあったとしても給食、台所をきちっと新しくして新しい食器で食中毒に注意して、おいしい料理をつくって出しているということの例えで言ったまでであります。ですから、平成31年度、今文教厚生委員会から指摘された案件につきましては、来年度の工事を全て終われば心配事はなくなるという考え方を持っているということでございます。

本来であれば、平成30年度当初予算、12月ころ編成が始まるんですが、まだ文教厚生委員会から指摘される前に一気にやっ飛ばさうという予定でございましたので、やらないというわけではありませんので、誤解のないようにしていただきたい。やろうとしているんですけれども、現場で夏休みだけという制約があったので分けて対策を講じた。その対策が終われば、文教厚生委員会の指摘事項はおおむね解消されるということでございます。

それから、あとはきちっと貯金をしながら、平成36年度が1つのリース期間が終了するという節目でございますので、総合体育館の建設費等含めまして最終的に両方そろえて議会に12月に判断を仰ぐ資料を提出したいなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 来年度に吸排気、床の改修ということで、それが終わればある程度衛生的になるという答弁でしたが、窓枠や壁、天井の改修も残っているのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回、屋上防水改修工事ということで足場を組んで工事を行っていた状況がありましたので、例えば壁面においてもクラック等、今回目視ができる部分に関しては塞ぐ形での充填をしていただいている状況もございます。それから、窓枠に関しても、やはり同じように目視ができる部分に関しては今回足場を組んでおりますので、できることに

しては追加をしてその辺の施工をしていただいている状況はございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 例えば、窓枠できないところはどうなるわけですか。そのままですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 先ほど秋本議員にはお答えしたんですけれども、やはり空調関係のふぐあい窓からの空気等の何というんですかね、吸い込んでしまっているという状況もありました。ですから、そういう部分の調査をしていただいていますので、窓枠等の見えている、目視ができる部分に関してもシーリング等行っていただいております。ですので、今後は調査結果まだ出てきておりませんので、壁面についての調査を検討させていただきながら、工事関係どういうふうになるかという部分は今後検討していくものだと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今回、天井裏のファンが修繕すれば使えるとわかったということなんですけど、普通、故障すれば修繕するのは当然のことだと思うんですが、なぜ修繕しないでそのままに放っておいたんでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 平成23年に塞いでいるという状況がございました。当時のことを確認させていただいたんですが、やはり吹き出し口から塗膜片的なものが出てきた。塗料が小さく剥がれたようなものがそこから落ちたということで、それを今そのまま使うわけにいかないということで、すぐ給食をつくる上ではそれを塞がないことには異物混入になってしまうということで、まずそれを急いだという状況がございました。

その後、詳細な調査をしたほうがよかったのかとは思いますが、異物混入を防ぐということを第一に考えて、塞いでしまったという事実があったものですから、その後それに対して調査をしなかったという部分はございました。今回、調査したことによってそれがまだ活用できるものということで、活用することによって吸排気が改善できるということでしたので、今回本当に夏休み期間を使って詳細な調査をしていただいたということで、今回わかった次第なものですから、当時は異物混入を防ぐというほうを優先させていただいたということだと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 東日本大震災後、いろいろ不都合が出たのを給食センターはそのままに放置していたと思うんですよね。ほとんど何も手をかけないできたと思うんですが、どうで

すか、かけてなかったんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 震災後手をかけていないのではなくて、震災時に例えばふぐあいが生じた給湯器等の配管等、こちら平成23年にまた配管し直しをしております。ですので、その当時の給食センターで、学校給食が休みである夏休み期間にできる工事ということで、ふぐあいのある部分に関しては手をかけて修繕をしてきているという状況でございますので、何もしてきていないわけではなく、ふぐあいがある部分に関しては解消しながら続けてきているという状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 文教委員会で視察して感じたのは、応急処置が余りにも多過ぎてそのままになっていると。応急処置というのは何カ月か待つため、次の予算のときには必ず予算化するためにやっていると思うんですけども、余りにもそれが多過ぎてびっくりしたんですね。子どもの食を軽く見ていると本当に感じました。怒りを感じました。町長はあらゆるところで16億円もの貯金できた、できたと自慢なさっていますが、必要なお金を回さなかったんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 16億円にこだわっているのは、白内議員からいつも互理町より少ない、最低だと怒られるので貯金のほうにいったというわけではなくて、ちゃんと手を打って今夏休み期間と制約がされている期間に工事をしなければならないということ、それからきちっと将来の給食センターに向けて基金を造成し始めていること、平成26年から29年にかけて機械の安全、衛生を確保するために設備の充実を図ってきたという町の努力を、一切言わないで広報するものですから、逆に不信感をあおってしまうということになりますので、町は何もやっていないという言葉はもう使わないでもらいたいと思います。町は町でやれる範囲でやってきたということでございます。

ですから、今工事が終わった、平成31年度に工事が終われば文教厚生委員会の機能面での安全、衛生上、今でも問題はありませんが、衛生上ありませんが、心配事は来年度でなくなるということでございますが、これは語弊があるかもしれません。職員に言ったわけではありません。町長の意地として平成32年度外壁、内装、きれいにしたいなど、そのときには予算化いたしますので認めていただけるとありがたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 衛生的に問題がないとおっしゃいますけれども、床のドライ方式は本当に中途半端なものですから、今でもぬれたままになっている状態なんですよ。これを来年改修するとして1年間あとのままなんです。それを衛生的だと言い切れるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 文教厚生常任委員会時に説明申し上げたのは、剥がれた部分に対して水をかき切れなくて水が残ってしまう。ただ、もともと給食センターの中ではドライ方式、ドライ運用ということになっております。ですから、本来床に水が落ちないように調理機器等においてもドライ仕様のシンク等を使っております。ですから、水が落ちないようにドライ運用を図っている状況です。終わった後に掃除をする時点で水をまいて掃除をしているんですが、もともとそういう雑菌が出るような形で水が落ちているわけではないんです。調理の際に全て乾燥シンク、そういうシンク類、ものを洗ったりするものに関してもドライ仕様ということで、水が落ちないように、そういう調理機器を使っております。

ですから、その水が必ずしも衛生的ではないというものではなく、ただ水がたまったままであれば雑菌が繁殖してしまう可能性があるので、給食センターにおいては、必ずそれが乾く形で風等を入れながら、扇風機等を見られたかと思えます、いらしたときに。そういうことで、必ず乾燥する形で給食センターでは職員が創意工夫しながら行っております。必ずそこに水があるから衛生的ではないということではないと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 新しく変わった業者、一富士フードサービスさんだと思うんですが、ホームページを見るとHACCP衛生管理の手法を導入ということで、一番衛生管理についてうたっている企業だと思うんですが、契約を結ぶときに柴田町の建物について先方から注文はなかったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回の調理委託契約において、仕様書の中では柴田町においてはドライ運用ということでドライ仕様になってはないということでの、ドライ運用ということでの調理委託をお願いしておりますので、今回業者さんでもこの部分に関して、6年前では同じこの給食センターの調理業務を請け負っていた事業者さんですので、その辺は把握をしている状況ということで、問題はないということをお話を聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 建物をできるだけ頑張っていたいただいているというのはわかるんですが、

もう一つ大きな問題として食物アレルギー対応食が出せないということがあるんですね。こればかりは、幾ら建物頑張って修繕しても、面積が狭くて新たにつくる、食物アレルギー対応食をつくることは不可能。これだけはもう不可能なので、そうすると、やはり早く建てかえなければならぬんじゃないですか。県内でアレルギー食対応している自治体の数はわかりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 宮城県内ということでは把握しておりませんが、近隣市町においては柴田町以外、新しくつくった角田市、白石市、村田町等においては提供されているということ把握はしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 文科省の学校給食における食物アレルギー対応指針には、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供するとあるんですよね。もう、アレルギー対応食を提供するのは時代の趨勢だと思うんですが、柴田町としてはどう考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 柴田町においても、やはりアレルギー食に対応しなければならないということで、同じようなメニューをかわりの食材を使ってつくることが今はできない状況ということですので、現実的に今4人の方に対して給食の提供ができていない状況であります。4人の中で全く食べていないという方はお一人だと思いますが、食材の詳細なメニューの原材料等を提供させていただいて、保護者のほうできょうは食べられるという状況のときには提供している状況であります。

たった数人ではありますが、皆さんに本当は同じような、同じメニューで違う大丈夫な食材を使って提供するのが、本来の給食であるとは思っておりますが、現状ではやはり命にかかわる問題でありますので提供することはできない状況であります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 以前、お弁当をつくっているお母さんが給食に合わせてお弁当をつくらなければならないため仕事に出かけられないという話を聞いたことがあります。やはり、これからアレルギーの子どもはふえるだろうと言われておりますので、早い段階で建設が必要だと思います。22の自治体がアレルギー食を今提供しています。町長、できるだけ早い建設が必要ではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 気持ちは早目にこしたことはないんですが、やはり最終的には裏づけと

なる財源ですね。これを確保しないことには建てられないということです。先ほど言ったように、エアコンをつけなきゃいけないという新たな要素も加わりました。大規模改修もありますし、今度は冠水対策ということでいろいろな要望が出されました。

ですから、こういうものを総合的に判断すると、やはり平成36年のリース期間が終わったときに結論を出すのが現実的ではないかなと。各自治体、今公共施設管理計画を立てるといのは、裏返せばインフラの長寿命化をやれと国は言っているわけですから、賢く使えるものは使っていきたいと思っております。まずは、財源確保のために全力を尽くしたいと思っております

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 住民の声をしっかり聞いて対応していただきたいと思えます。以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時50分再開いたします。

午後2時40分 休 憩

午後2時50分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

12番森淑子さん、質問席において質問してください。

〔12番 森 淑子君 登壇〕

○12番（森 淑子君） 12番森淑子です。大綱1問質問いたします。

柴田町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況は。

介護を要する人を社会全体で支援するため、介護保険制度が制定されてから17年が経過しました。団塊の世代が75歳となる2025年を見据え、諸課題に対応するための制度変更が進められています。本町では、平成30年度から3年間の運営指針を示す柴田町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画が策定されました。

そこで、本計画の中から数点質問いたします。

1) オレンジカフェが本町でも開催されるようになりました。認知症の方やその家族、地域住民、専門職の交流や相談、情報交換の場として全国でふえています。これまでの経過と周知

方法は。

2) 住民主体型の新たな通所サービスや訪問サービスを検討するとありますが、それはどのようなものでしょうか。

3) 高齢者の住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの多様な生活ニーズに対応した住環境の整備を推進とありますが、どのような形態のものを考えていますか。

4) 本計画の策定に当たり、平成29年に日常生活圏域ニーズ調査を行いました。調査結果は計画にどのように反映されましたか。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森淑子議員にお答えします。4点ほどございました。

まず、1点目。オレンジカフェについては、国の認知症施策推進総合戦略の1つで、認知症の方やそのご家族、また地域の方々など認知症について関心のある方ならどなたでも参加できる交流の場となっています。本町では昨年度より町内の商業施設のフードコーナーを借用し、10月から5回開催し、延べ39名の方に参加していただきました。今年度についても、8月末までに2カ所において開催し、12名の認知症の方やそのご家族に参加していただきました。今後、来年3月までに7回の開催を予定しています。

周知方法については、認知症に関する理解を深めていただくために、町広報紙での特集やオレンジカフェ開催に関するお知らせと、地域包括支援センターや地域福祉センター等で周知をしております。さらに、当日会場に「オレンジカフェ」と書かれたのぼり旗を立て、他の買い物客等へも周知を行っております。

2点目。介護保険法の改正により、住民主体のボランティアを活動の中心とすることで、多様な主体による柔軟な取り組みを行い、今以上に効果的かつ効率的にサービスを提供することを目的としているのが、介護予防・日常生活支援総合事業です。総合事業で今後実施される通所型のサービスは、要支援者等を対象に体操や運動、趣味の活動を通じた居場所づくりや定期的な地区での交流会等が主なサービス内容となっています。

次に、訪問型サービスは、掃除や洗濯等の日常生活上の支援サービスを提供するものです。総合事業実施に当たっては、現在、生活支援コーディネーターを中心に、行政区単位の地域資源の調査や整理を行っておりますが、事業を実施する際の課題として総合事業のサービスを提供する場合、地域等における事務処理の煩雑さやサービスの平準化などの問題が見えてきてお

ります。今後、県内の総合事業の進捗状況を確認しながら、住民主体のサービス提供について検討してまいります。

3点目。現時点で事業者から高齢者向け施設の建設等について具体的な問い合わせや相談はございませんが、今後本町にサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者の住まいを計画する事業者があれば、住環境整備の相談について対応していきたいと考えております。

また、地域包括ケアシステムの構築を推進する中で、高齢者が要介護状態となっても、住みなれた自宅や地域で暮らし続けることができることを目標としています。そのためには、バリアフリーの環境整備のための住宅改修などが、今まで以上に必要になってくるものと考えますので、制度の周知等に努めてまいります。

4点目。この調査は高齢者の日常生活における課題を明らかにする必要から、生活実態や身体状況等の把握を目的としたものです。調査結果の概要として「ひとり暮らし世帯数」は第1号被保険者、要支援認定者で12.8%。第2号被保険者が5.5%、要介護認定者で16.6%という結果になりました。

また、高齢者施策で充実すべきことという調査項目では、第1号被保険者等、第2号被保険者及び要介護認定者で、医療費や介護保険料の助成をする施策がそれぞれ44.5%、52.3%、46%と高い回答になっています。さらに「配食サービスや移送サービスなど日常生活を支援する施策の充実を図るべき」との回答は、それぞれ34.6%、41.9%、28.6%となっています。その他の調査結果についても、介護保険事業における必要な施策やサービス量の推計に反映いたしました。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森淑子さん、再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 認知症の方を抱える家族にとって、とても衝撃的な事件が2007年にありました。愛知県で認知症の男性が線路内に入って列車にはねられて死亡され、JR東海が家族に振りかえ輸送費など720万円の損害賠償を請求した件です。2016年3月に、最高裁は同居の奥さんと同居の長男の方は監督義務者に当たらず、賠償責任はないと判断を下しましたけれども、判決の中身は事情によっては介護家族が責任を問われることもあるという内容でして、認知症の家族を持たない我々も、そういう場合にはどうしたらいいんだろうかと家族の中や知人たちと話題にした記憶がございます。

その衝撃は全国いろいろなところに波及しまして、認知症の方が万が一事故を起こしてしまったり、けがをしたときに、賠償保険や救済金の支給で支援する形をとる自治体がふえてきています。神奈川県大和市、保険金を市のSOSネットワークというところに登録している方に

限りますけれども、保険金を支援しようということで大和市では始まりまして、全国のいろんな自治体から視察が来ているとのことですけれども、柴田町でもそういうことが話題になったことはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 認知症の方の徘徊に基づいて、JR等の通行どめで補償の裁判ということで、第1審判決からずっと注視をさせていただきました。その判決内容については、当初は認知症を持っている奥様についても賠償責任があるという判決でしたが、高裁、最高裁で覆りまして、最終的には同居の家族である奥様、同居をしていなかった息子さんにその監督責任はないという判決になったことは最終的に確認されております。

ということは、同居している普通の方がいて、徘徊高齢者が出た場合には補償が発生するという形で、逆にすごい衝撃だったと思います。そのため、先ほどありました大和市では自治体として国内に民間の保険会社と契約で、徘徊による損害賠償が発生した場合保険金制度をもって対応するというので、自治体はその保険に加入するという制度について、先進的にやっている市町村が幾つかあるということで確認をしておりますし、また担当者同士で話し合った経過もございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 朝からお金の話ばかり出てくるので、とても言いづらいということなんです。民間の保険会社でそういう商品を売り出している、それもだんだんふえてきているということなので、オレンジカフェですとか介護家族のお茶会などのときに、そういう保険もあるんだ、商品も出ているんだということを宣伝するということはできると思うんですが、いろんな機会を見て周知もお願いしたいなと思うところです。

本当に、今からどんどん認知症の方もふえるので、重大な大きな問題になってくると思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） この保険については、一つはまず普通に損害保険という形で個人で入るものが損害保険会社にあります。今、申し上げられた大和市は自治体加入というものになります。自治体で想定された認知症の中から、徘徊者数のおおむねの想定人数ですね、それを換算して保険料が定められておりますが、保険料が保険会社によってかなりのばらつきがございます。ですから、まだ始まったばかりの損害保険ということで自治体として加入するにはまだまだ検討の余地があるかと思っております。ただ、一般の損害保険会社には徘徊に対する

損害賠償責任保険みたいなものがありますので、そちらについてご相談を受けた場合には、詳しくは保険会社という形ではありますが、そういう保険もありますよということで提示はさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 町内全域でダンベルサークルだのが活発に動いておりますし、行政区の憩いの日など、健康づくりとか介護予防の運動などが町内で盛んに行われているとは思っております。柴田町は健康寿命が長いほうなのかなと思っておりましたら、先日長くないということがわかりましたが、その後、原因についての検討はされたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） その原因ですね。たしか、平成22年から25年までの経過に基づいて、健康寿命が延伸されていなかったと、逆に健康寿命がちょっと短くなっていったかという趣旨だったかと思いますが、手元に資料がないので、頭の中の概略だけでございますが、原因については健康推進課との協議も、いろいろ話もさせていただいたんですが、なかなか突きとめることができない。たまたま届け出、死亡の偏りの部分なのではないかなという感じで、本当にそれがこれだけ柴田町で介護予防もやっていますし、健康推進課では健康寿命の延伸という形で事業を進めております。

それからすれば、確かに健康寿命の延伸がなされて、少しでも延びているという自信を持ってやっていた事業でございますが、結果的には延びていなかったということで、本当に原因が健康推進課と協議した中であっても、お答えする原因がわからないという状況ではございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 原因の特定というのは、この数年間の資料だけでは難しいのかな、長いスパンで見なければいけないのではないかなと思います。

福祉計画の中から幾つかお聞きしたいと思いますが、おおむね30分で行き来できるような範囲を日常生活圏と設定しているわけですが、圏域ごとにサービス基盤整備を推進していくということは、具体的にはどういう内容のサービスを進めていくということなんでしょうか。これから必要な事業と事業者というのはどうなんでしょう。あれですね、事業者。この場合はおおむね30分で行き来できるということですので、こちらから要介護の状態になった人のほうから出向くということかなとは思いますが、この辺の具体的な中身をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 介護保険事業計画の中で、日常生活圏の設定ということでさせてい

ただいております。今、森議員が言われたとおり、30分圏内でサービスの提供ができる区域を1つの日常生活圏と設定するということになりまして、第5期介護保険事業計画からその圏域をちゃんと定めて、圏域ごとの計画を進めなさいとなっております。

柴田町においては、おおむね30分以内でどこからでもサービス提供ができる状況にありますので、圏域は町内を1つとしております。この中において足りない施設サービス等があった場合については、そちらを公募するとかいう形で計画の中に盛り込んでいくという形になります。

現在において、今回の7期において、この3年間の施設整備については計画で施設整備をすることは定めておりません。また、訪問等の一般介護事業についても特に足りていないというところはありませんので、新規事業者を求める、参入を促すということは計画にしておりませんが、地域支援事業等での導入という形で、要支援者のサービスの変更から日常生活支援総合事業の制度化という形で、この3年間重点的に進めるという内容の計画書とさせていただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 介護サービスの事業者は、今のところ足りているという認識でいいのかなと思うんですが、夜間の訪問介護をしている事業者が町内にはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 夜間の訪問介護をしている事業者は、本町内にはございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） そうしますと、日常的に症状の重い方を抱えている家庭は、かなりきつい状態にあるかなと思います。都会では、結構夜間に訪問しておむつ交換など、体位がえなどしてくれるところがあるということなので、そうしますと施設に在宅で高齢者を見ている家族は、かなり負担が大きいということだと思っているんですけども、レスパイト事業はどの辺まで話が進んでいるのでしょうか。福祉計画の43ページに、レスパイト事業について関係機関と引き続き導入を検討しますとありますので、今はされていないのかなと思ったんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 43ページの介護家族の支援という形のものでございます。介護家族の事業については、本町において介護家族の会という形でグループをつくりまして、現在そこを主体に駅前しゃべり場等、あとそれから一部地区でございまして、介護家族会のふたば会など、そういった形で実際に介護家族の方の介護の軽減、知識、情報の共有ということで、家族のレスパイトという形で事業を進めているところで、特にこちらについてはしゃべり場等の定

期的な開催等をもって進めているという現状で、拡大まではまだしていないところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 介護家族からの要望とかは入っていないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 地域包括支援センターで、実質今しゃべり場と駅前しゃべり場のほう、駅前しゃべり場のほうが多くなりましたので、それでレスパイトの対応はできていると思いますが、槻木でもこちら始めておりますので、レスパイトという形で介護家族の方が参加していただけるという形で、今のところおります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 先ほどの答弁の中でもありましたが、地域のいろいろな住民の住民主体の活動がこれから期待されるということでありましたが、行政区で行っている憩いの日の持ち方について行政区ごとの偏りというのがあるのでしょうか。盛んなところと余り活発でないところ、差がありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 現在、憩いの日については社会福祉協議会からの指導に基づいて各行政区で実施していただいているものでございます。回数については、やっていない行政区もありますし、毎週やっている行政区、年一、二回という形で回数においてかなりばらつきがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 毎週やっている行政区もあるのでしょうか。今そう聞こえたんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） ちょっとお待ちいただけますか。

○議長（高橋たい子君） 後で後ほど回答でよろしいですか。

再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 健康寿命を延ばすために一番効果的とされているのは、禁煙よりも運動よりも肥満解消よりも、人とのつながりをつくることと言われるようになっております。アメリカで発表された30万人ほどを対象に、メタ解析をした研究結果というのがあります。メタ解析というのは複数の研究結果を統合して、より高い見地から分析することということなんです。人とのつながりが少ないことは心臓病や認知症、筋力低下を引き起こし、結果とし

て早死にリスクが50%高まるということで、体の衰えを加速させる最大の要因が人とのつながりを持たないことなんだそうです。イギリスでは孤独担当大臣という役職をつくりまして、国を挙げて対策に乗り出したということです。孤独の健康影響が深刻に受けとめられておりまして、孤独撲滅キャンペーンというのを展開しているそうなのですが、人とのつながりをつくるのが最強の寝たきり予防であるということです。

今、各行政区で行われている憩いの日、人とのつながりをつなげるということが、とてもいい試みだとは思いますが、この活動をもっと盛んにするにはどのようなことをしたらいいのかとお考えでしょうか。今、1人当たり300円ずつ、町から、社会福祉協議会から300円ずつ出ていると思うんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今、各行政区でやっています憩いの日なんですが、今回の計画の中において日常生活支援総合事業の訪問型のB型という形で、地域が主体となって進めるデイサービスという形の事業体系に移行するべく、今制度設計を行っているところでございます。実際にはその運用のことなんですが、やはり出てこない家からひきこもりの方、出たくない方といって、男性の出席率が大変悪いというのが数字上出ております。そういう方を引き出すにはやはり男性の方、お友達を出すとか数字的な計測を継続してつけさせる。メタボでも何でも構わないですね、体脂肪でも血圧でも構いません。そういうことをそこに行くことによってはかかれるとかということで、数字的な経過を見ることによって男性の参加率が上がるということが出ております。

こういったところを踏まえながら男性の出席を高めること、それからやはり近所の方、ひとり暮らしとか高齢者ごとですと出てきづらいというのがありますので、やはり近所の方の声を中心に気軽に出てこれる、参加できる憩いの日の運営をお願いするということが必要なのかと思います。

その中においては、普通の介護事業所がやっているようなデイサービスではなく、やはり楽しい憩いの日という形で運営ができれば参加率が上がるものと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 先ほど、毎週やっているかどうか、また別としまして、憩いの日などは回数にかかわらず1回ごとに支援金が出ているということでもよろしいですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 最初に、今手元に一番多いところ、行政区と年間の回数が来ました

ので、先ほどの答弁漏れのあった部分だけお答えさせていただきます。

一番多いところが29B区ですね。年間24回ということで毎週ではありませんが、先ほど毎週と、頭の中にあった数字ということで訂正させていただきます。

参加の出席の費用関係でございますが、1回当たりの出席で人数で大体300円というふうに社会福祉協議会から補助をしているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） そうしますと、回数にかかわらず開催すれば出ると、今までは出ていたということですね。先ほどの話にあったのは、いわゆるミニデイサービスということだと思わんですけれども、福島県の小野田というところに2年ほど前に行ってきたんですね。地区の人たちがミニデイサービスのようなものを毎週やっているということで、ミニデイサービスのほかに、そのグループでは柴田町ではシルバ人材センターがやっているようなこと、もっと細々したことをお手伝いするサービスなんですけれども、例えば草刈りはシルバー人材センターでもやっていますけれども、ごみ出しであるとかちょっとした草刈り、大物を洗濯するとか細々したことを住民のグループがやっております。住民のグループ、どういう人たちかといいますと、いわゆる前期高齢者ぐらいの年代の方たちですね。そのグループでは町の委託も受けているんですね。ボランティアでやっている部分と、町の委託を受けて有料でやっている部分と両方ありまして、みなさんとても元気なお年よりたちでした。

小野田では、住民と行政とが一緒になって高齢者に対してサービスをしているところです。人口が1万人を切ったかもしれませんね。2年前に1万ちょっとだったので。そういう小さな自治体でも、住民が力を合わせて高齢者を体が不自由になった方たちを支援しているということなんですが、本町でそういうグループが立ち上がったとき、行政区にしる個人のグループにしる、介護事業所にしる、そういうサービスをするグループが立ち上がったときに町から支援するということは考えられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） そこで、先ほど言いました憩いの日なんかは、通所型の住民の方が主体となってやるということです。そのほかに、訪問型のものがあります。訪問型のものについては基本的には日常の生活援助ということで、先ほど、今例を挙げさせていただきました洗濯、簡単な草刈り、短時間でできるサービスといったところで、これも住民主体の支援の多様なサービスといった形で、地域によっては雪おろしであったり雪かきであったり、そういうものも含まれるということになります。

この場合、事業所で行う訪問型サービスについては、今まで訪問型サービスはヘルパーさんが、資格がないとだめだったんですけども、ヘルパーさんでなくともできる、そういった生活援助に対するサービスを、町が基準を決めて地域でサービス提供をさせていただいているというのがあります。そういった形のものについては、訪問型サービスAという形で、事業所や委託をされた団体という形のサービスの形が一つあります。

もう一つあるのが、住民主体の地域の方々がそういったサービスを提供するという形のものがありまして、そちらも無償のボランティアと有償のボランティアを分けた形で制度をつくりたいと、今制度設計をしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 先ほどのお話にありましたけれども、何かやりたいと思っている高齢者もたくさんいるわけですね。アンケートを見ましても70歳過ぎても最後まで働きたい、働けるうちは働きたいという方もたくさんおりました、いろんな活動に参加したいという方もかなりの人数おりましたね。自分が元気で人に頼らないで生活できるという方が70%以上いらっしゃいまして、アンケート上はね。そういう方たちがこれからの高齢者支援の中心になっていくのかなと思います。

まだ働けるうちは働きたいという方も、フルタイムで働きたいというのではなくて、そういう場所があれば日常生活の延長、自分の生活の延長のような形で近所の人のお手伝いができればいいなと考えているんじゃないかなと思うんですね。まだ、制度設計中ということでしたが、有償でそういうグループに仕事を委託するというのも考えているのでしょうか。あと、その場合の条件ですね、週に、月に何回以上とか、そういうものの目安を伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 訪問型サービスで、まず一つは事業所で今保険外サービスという形ですね、在宅福祉サービスという形で事業所がサービス提供を行っているものがございます。これについては、買い物サービスの同行やお医者さんの通院の同行などという形です。実際に、高額な時間当たり単価が高いですね、事業所がやっているものがございます。

そのほかに、そういった形のものがあるんですが、今森議員さんが言われたとおり、前期高齢者の方々がサービスの主体となって、地域でいろんなサービスをしていただくという形がいのかないかなと思っている部分と、今言ったような事業所においてやるもの、NPO法人、シルバー人材とか、いろんな形を今模索中でございます。具体的にそのサービス内容どのぐらいだとか、どの量だとか、回数だとかいうところについてはまだ検討中でございまして、まず一番最

初に導入できそうなものから制度設計を含めてやっていきたいということで、委託系の訪問サービスができそうだというところで、今進めているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） まだ、そういう委託事業を受け取れる団体もないのではないかなという気はしているので、まず実績をつくってからということになるのかなとは思いますが、けさから学校関係、防災関係でお金のかかることがいっぱいありますので、一日でも長く健康寿命を保って、元気で人のお手伝いができる高齢者で一日も長くいたいなと思いますし、町中の方にそうなってほしいなと思います。

先日、8月22日の全員協議会でスポーツ振興課から情報提供がありました。柴田町、仙台大学による連携事業、運動スポーツ習慣化促進事業が、もう8月から始まったと書いてありました、資料には。これまでも、お知らせ版などを通して仙台大学が住民対象にいろんな事業をされていることは知っていましたけれども、よその自治体とそこの地区の大学との共同事業を見聞きすると、本町でももう少しできるんじゃないかなと常々思っていたんです。せっかくスポーツ振興課もありますので、スポーツ振興課にも健康寿命を保つための、寄与する活動をしていただけないかなと思っておりました。

今回、42行政区と事業所を対象に、仙台大学のスポーツ科学の粋を集めた運動効果の見える化の推進ということで、大変期待しております。運動教室に参加するということは、先ほど申しましたように人とのつながりもでき、本当にこれをきっかけにどんどん大学との共同の連携が進めばもっと元気な町になるのではないかなと思います。

事業を始めるに当たって、スポーツ振興課長の決意表明といたしますか、どういう思いで事業を始められるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） スポーツ振興課の事業としましては、スポーツを楽しみたいという人たちがその場に来てスポーツをするという目的でやっていたけれども、今回はなかなかスポーツをしたいんだけどそこまで行く体力もない、気持ちとしてはあるんだけど、そこまで高まらないという方たちをターゲットに、仙台大学でも各行政区の集会所、生涯学習センター、一番近いところまで行きまして、なるべく来やすいように最初は測定機によるあなたの体力はどうなんですか、あなたの健康法はどうなんですかということをはかって、それからこういう運動がありますという紹介を座学でしまして、あとはニュースポーツの紹介ということで、各行政区単位もしくは幾つかの行政区集まってやるというのが今回の事業です。

大学としても、柴田町ではもっと幅広く事業を展開したかったんですが、なかなかそういう機会がなかったので、この補助事業を使いましてうまく事業展開したい。スポーツ振興課としても、今度は施設を使ってではなくて行政区、一番近くまで行きまして事業をやりたいということで、今回の事業に取り組みたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 質問ではないんですが、仙台大学にいろいろな資源があります。ぜひ、いろんな分野で仙台大学と連携して町をよくしていければいいなと思っておりますので、質問はございません。以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて、12番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、11番安部俊三君、質問席において質問してください。

〔11番 安部俊三君 登壇〕

○11番（安部俊三君） 11番安部俊三です。大綱1問、質問いたします。

まちづくり推進の一層の進展を図るために。

柴田町教育振興基本計画では、4、生涯学習推進の主な施策及び実践計画の（1）学習・指導体制等、①生涯学習体制の整備・充実の中に、「（ア）町民一人一人のライフステージに応じた学習機会を提供するため、町民の学習要求や地域の課題等を把握し、幅広い学習情報の発信と地域における学習事業の充実をめぐる。（イ）槻木生涯学習センター（中央公民館）、船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センターは、各中学校区の拠点（核館）としての機能を強化するとともに、それぞれの地区館と連携し、地域づくりと学習機会の一層の充実をめぐる。また、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づき、住民との協働による事業の推進に努める」とあります。さらに、（2）振興施策、①社会教育の振興の中に、「（イ）地域におけるコミュニティ活動やサークル活動など多様な住民社会参加活動を促進し、地域における仲間づくりとコミュニティ組織の充実を図る。また、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づき、住民活動を支援する」と記載されています。

これらのことを要約すれば、生涯学習関係施設は、生涯学習の充実を図るとともに、公民連携し地域課題を把握するなど、住民活動を助長し支援するといった役割を果たすということです。このことが、まちづくりの推進につながるものと理解しています。

平成23年の正式オープンから8年目を迎えた柴田町まちづくり推進センター（ゆる・ぷら）は、その目的である町民や地域コミュニティ、市民活動団体などによる、まちづくり活動を総合的に支援する施設として、協働によるまちづくりを基本理念に置き、地域おこし協力隊など

の活動協力を得て運営されてきています。

このように、教育委員会部局と町長部局の違いはありますが、2枚看板的な体制で大所高所からまちづくりを推進していると言ってよいでしょう。

近年、リノベーションまちづくりが注目されています。リノベーションとは「既存建物を大規模に改装し、用途変更や機能の高度化を図り建築物に新しい価値を加えること」とされています。より広義に捉えれば、「既存のシステムの一部を利用したり、それを創造的に破壊したりすることによって、新しいシステムを構築することである」とも言えます。こうした概念や手法をまちづくりに応用したのが、リノベーションまちづくりです。

以上のことや現況を踏まえ、まちづくり推進の一層の進展が図れることを願い、次のことについて伺います。

1点目。以前、同様の質問をしたことがありますが、現時点における生涯学習関係施設とまちづくり推進センターでは、まちづくり推進に関し、果たす役割の相違点は何でしょうか。

2点目。生涯学習関係施設とまちづくり推進センターは、連携を図っていますか。

3点目。町教育委員会は、生涯学習関係施設において、住民活動を助長し支援するといったことについて積極的な取り組みをしていると考えていますか。

4点目。社会教育法第9条の2では、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くとなっていますが、本町では生涯学習関係施設も含め、どのように配置されていますか。

5点目。町は、8年目となるまちづくり推進センターの実績や現況をどう評価していますか。

6点目。地域おこし協力隊の活動の充実を図ることが大切だと思いますが、現況を踏まえどのような期待と展望を持っているのか伺います。

7点目。リノベーションまちづくりという点から伺います。地域の高齢化や少子化問題を考慮するなどの理由から、現在のまちづくり推進センターを、例えば、農村環境改善センターなどの公共施設に移すといった考えはありませんか。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。前段を教育長、後段を町長。最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 安部俊三議員の生涯学習関係施設とまちづくり推進センターに関する大綱1問の1点目から4点目についてお答えします。

1点目。役割の相違点についてです。安部議員ご指摘のとおり、柴田町教育振興基本計画には住民との協働による事業の推進に努めること及び住民活動を支援することがうたわれており、

コミュニティ機能が低下しさまざまな問題が発生している近年、住民と行政の協働による問題解決が重要となっております。このような中、生涯学習関係施設は、その役割として地域課題の解決に向けた知識やノウハウを学ぶ機会の提供や、地域住民相互のきずなづくりなど、地域に向き合った支援を行っております。

これからは、社会教育施設の根幹が教育施設であることを踏まえながら、地域の特性に沿った事業の展開に取り組むことが求められる時代になってきたと感じております。

一方、まちづくり推進センターは、その役割として住民などのアイデアを生かし、みずから課題解決のために実践する公益的なまちづくり活動の実践につなげる支援を行っております。具体的には、町内のまちづくりにかかわる住民活動団体や、町内会や自治会などの地域コミュニティの支援や相談活動のほか、まちづくり活動に関する情報の提供やまちづくり活動を行う団体を対象にした研修会の開催などを行っております。

生涯学習センターの機能や利用者に関して重複する部分はありますが、例えばまちづくり活動の助成金に関する講座の開催や相談活動、まちづくり活動を行う個人や団体の運営の支援など、社会教育施設にはない役割を担っているものと考えております。

2点目。連携についてです。これまで、まちづくり推進センターを拠点として活動している地域おこし協力隊の方々には、生涯学習センターなどと連絡をとりながら、成人教育や青年教育の活動などにかかわっていただくなど、必要に応じて随時情報交換を行ってきております。今後は、直接的な事業の連携の推進について検討してまいります。

3点目。生涯学習関係施設の取り組みについてです。3つの生涯学習センターは各、中学校区の拠点施設として槻木地域づくり推進協議会や、柴田小学校地区地域づくり推進協議会、東船岡地区ふるさとづくり推進協議会、船迫小学校地区ふるさと運動推進協議会といった地域運営組織への活動の支援、協力、連携を図っており、みずからの地域の活性化を図る住民活動の支えになっているものと考えております。

また、町内会などの自治組織のほか、地域の活動団体からの相談があった場合には、アドバイスや情報提供など可能な限りの支援を行うよう努めております。今後も、各生涯学習センターにおいて地域の住民やコミュニティに対する支援機能を、さらに強化していく方策について検討してまいります。

4点目。社会教育主事の配置状況についてです。平成30年4月1日現在、町職員全体では社会教育主事が14名おります。年齢構成は60代が1名、50代が7名、40代が5名、20代が1名となっており、生涯学習関係施設には2名が配置されております。また、本年度は4月から生涯

学習課内に社会教育主事が不在でしたが、生涯学習課配属3年目の職員がことし8月に社会教育主事講習を受講し、修了しております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 後段を、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 5点目。まちづくり推進センターを活動拠点として利用する登録団体の数は、現在32団体となっています。また、開館から7年間の総利用者数は延べ7万3,613人、1日当たり平均34.4人と多くの方が利用しており、まちづくり推進センターが広く認められてきたものと考えられます。

利用団体は高齢者中心の団体だけではなく、子育てが終わった世代の女性を中心とした活動団体の利用増加や、利用団体が出店するチャリティー手づくり市への参加団体数もふえており、各団体の活動の活性化が図られ、まちづくり推進センターは団体間の交流や連携を行う橋渡しの役割としての機能が発揮されているものと考えます。

6点目。積極的に地域外の人材を受け入れ、地域の活性化を促進するため、柴田町地域おこし協力隊として平成28年12月に隊員2名を委嘱しました。隊員はまちづくり推進センターの運営支援として、まちづくり推進センターの情報誌であるニュースレターの作成支援や運営スタッフの補助、まちづくり推進センターで開催するイベントの企画運営などを行っております。そのほか、フットパス事業の実施に向けた助言や支援、町の魅力を町内外の方に知ってもらうために、SNSを活用した情報発信、交流人口をふやすためのイベント等も行っております。

隊員には、今までにない新しいアイデアを出していただいております、交流人口の増加を目的とした「まちコン」と「まち歩き」を掛け合わせたイベントを開催し、町内外から多くの若者が参加しました。また、まちづくり推進センターを会場とした親子参加型のイベントとして駒づくり、駒対戦大会を開催し、20組ほどの親子が参加しました。このように、まちづくり推進センター事業への助言や新しい事業を開催することにより、若い世代を中心とした新規利用者がふえるなど、施設運営の活性化が図られていると考えています。

今後、継続してまちづくり推進センターを核とした支援体制の整備と機能の充実を図るためには、隊員の役割も大きいことから、今後も期待をしているところです。

7点目。平成21年12月に制定された「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」に規定されているまちづくり推進センターの位置、場所については、民間のショッピングセンターの中はわかりやすい場所であり、平日、休日を問わず日中から夕方まで人通りが多くにぎわいがあること、また、買い物に来ている方が気軽に立ち寄ることができること、さらに駐車場が確保

されて車でアクセスが容易であることなどのメリットがあることから選定したものです。

昨年度は約1万1,000人の利用がありました。8年目を迎えて、多くの方にまちづくり推進センターの場所を含め、その役割が浸透し認知されてきていると考えております。

議員から提案されました既存の施設を有効に活用するというリノベーションまちづくりの観点から、農村環境改善センターに移行するという考えも一つの案と思いますが、まちづくり推進センターはまちづくり活動を実践する団体や個人を支援し、誰もがまちづくりに参加できる環境をつくり出し、協働によるまちづくりを推進するという役割を果たすため、多くの方が利用しやすい大型ショッピングセンターの一角に設置されている現在の場所で、事業を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 間もなく、会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

安部俊三君、再質問ありますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） まず、1点目について再質問させていただきます。

まちづくり推進センターに登録していた団体が30団体以上あると回答いただきましたが、その登録する条件などの基準的なものはあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（高橋たい子君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 登録する際に確認させていただいていることといたしましては、町内を中心に活動していることでございます。それから、その団体の活動がまちづくり活動であること。例えば、これについては趣味に限定しているようなサークルについてはご遠慮いただいているところでございます。それから、営利目的でないこと。もう一つはその団体が閉鎖的、排他的でないこと。例えば、これについてはその団体に町民の方が多く参加できることや、あるいは町とか地域で実施しているイベント、行事にその団体を呼ぶことができる、そういうことが登録の際確認していることでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） 1点目についてももう1問いたします。

生涯学習関係施設においては、利用する場合、減免はあるものの有料となっております。一方、まちづくり推進センターでは利用する場合、展示場所や会議室は無料となっております。この差異をどう思っているのかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） まちづくり推進センターでございますが、こちらは自分

たちのためだけではなくて、公益的な活動をしている団体が自由に利用できる施設でございます。部屋を貸すということを前提にしたものではなくて、まちづくり活動団体の利用を促進する上でも自由に無料で利用していただくというものでございます。そこでの展示や打ち合わせ、会議としましても、あくまでまちづくり活動の延長ということになります。そしてまた、まちづくり推進センターの会議室なんですけれども、会議室とは申しましてもパーティションで区切られているようなオープン、フリースペースのようなものでございまして、例えば団体のちょっとした打ち合わせとか、簡単な会議とかの利用は問題ないんですけれども、総会など多くの人数が集まるような会議あるいは静かな環境を求める場合には、生涯学習関係施設を勧めているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） 次に、2点目についてお伺いします。関連してお伺いします。

今後、まちづくり推進の中核を担っている生涯学習関係施設と、まちづくり推進センターが連携を密にするために、定期的な連絡会議といったものを持つ考えはないのでしょうか。お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） まちづくり推進センターとしましては、その活動内容につきましては町民の方に一定程度ご理解をされてきていると考えますけれども、さらに町民の方への周知、浸透、広がりを目指す上ではこれから町のほかの拠点というんですか、中でも地域活動を支援している生涯学習関係施設の連携が必要な場面が、これから多々出てくるものと思います。

具体の連携方法につきましては、情報交換以外にもご提案にありました連絡会議の開催等、今後検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） 3点目について再質問いたします。

8月1日発行の船迫生涯学習センターだよりに、お手伝いします、新しいサークル立ち上げという記事が載っていました。このように、生涯学習関係施設にはより前向きな姿勢が大切なことと考えます。所感をお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 私も、安部議員おっしゃるとおりだと思っています。他の施設におきましても、定期的に発行している施設の便りがございます。その中にもそうした支援す

るということで、広報はさせていただいているところでございます。

生涯学習施設の目的の一つに、やはり生き生きと心豊かに地域で暮らすためにはということがあるかと思えます。そのためにはやはり個人の学習ニーズ、そういったものに応えていくということはもちろんですけれども、人と人とがつながりを持って一緒に活動していく、仲間づくりをしていく、そういった面は非常に大切なのではないかなと私も思っております。そのようなつながりの広がりといったらいいんでしょうか。そういったものが地域の活動も含めて生き生きとした安心感のある地域での暮らしにつながっていくんだらうとも思っております。

くしくも、先ほど森議員からございましたように、人とつながっていくことが健康寿命の延伸につながるということもございますので、今後とも自主的な活動サークルとかグループにつきましましては、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） 4点目について再質問いたします。

社会教育主事制度は法令遵守という大前提がありますので、今後空白期間がないよう配慮すべきだと考えます。職員全体で現在、先ほどの答弁では14人がいるということですが、有効な活用を図っていただきたいと思いますが、今後の方針をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 人事関係でございますので、人事に関しましてはそれらを配慮しながら今後考えてまいりたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） それでは、次に5点目についてお伺いします。再質問いたします。

まず、まちづくり提案制度において過去7年間で11件の採択がありました。かなりの実績を残している団体があるにせよ、採択が少ないように思いますが、数が多ければいいというものでもないんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） こちらの提案制度の経過でございますが、平成23年度から始まっております。当初は、町を元気にするユニークな意見を募集する意見提案、それから提案者が主体的に町と町民との協働で実施する事業について、事業費の2分の1を補助する実践提案の2種類ございました。加えまして、平成25年度からは団体立ち上げの補助として、事業費を3万円以内で10分の10補助するスタートアップ提案が追加されたところであります。

このスタートアップ提案では制度開始以来平成29年度までに4件、平成30年度も1件採択さ

れておりまして、町民に活動を始めたまちづくり活動団体が5団体生まれていることを考えますと、確かな実績が上がっているものと受けとめております。今まで採択された提案の中には、柴田の百選のように今も継続されているものもございます。なお、採択件数が少ないという点につきましては今後も引き続き制度の周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） まちづくり推進センター、仙台宮城NPOセンターに委託していることがあるわけなんですけれども、委託内容を確認の意味を含めて説明を求めます。また、今後も継続して委託していく考えなのか伺っておきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） まちづくり推進センター運営支援の業務といたしまして、特定非営利活動法人仙台宮城NPOセンターに委託してございます。委託の内容は、月2回ほどまちづくり推進センターに来ていただきまして、まずゆる・ぷらの施設内のレイアウトあるいは施設運用などに助言していただいております。また、推進センターの運営スタッフに対しまして中間支援のノウハウについての研修をいただいたり、まちづくり活動に関しまして専門的な相談の対応をしていただいております。さらには、まちづくり活動に関する住民向け講座などの企画実施などを行っていただいております。

委託の効果として、運営スタッフのスキル向上が図られているということがありますし、あるいはまちづくり団体の活動の充実にもつながっていると考えておりますので、今後もこの運営支援業務については委託を継続していきたいと考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） 6点目は抜いて、7点目について再質問いたします。

現在のまちづくり推進センターの建物は借用しているわけですが、どのような借用契約条件になっているのか、その状況をお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 契約では、まず使用目的が柴田町まちづくり推進センターとしての使用に限定されており、まちづくり推進業務以外の用途に供してはならないと定められております。貸付期間でございますが、4月から翌年3月までの1年間の契約で、貸付期間満了の3月前までに契約を更新しないという申し出がなかった場合、言いかえると双方において引き続き契約更新の意思があるという場合は、1年間の貸付期間更新、自動更新という規定となっております。建物使用料、いわゆるテナント料についての定めがあり、また維持費等

の負担ということで貸付物件で使用する電気、水道などの水道光熱費や除雪費は町が負担するという定めがあります。それから、解約の申し入れについては、先ほどと関連するんですけども、契約更新期間満了前に契約を解除するときは、3カ月前までに相手方に書面をもって解約予告をするという定めになってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） 7点目について2つ目の再質問です。

まちづくり推進センターを、民間への管理運営に移行するという考えは持っているのですか。ないのですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） まちづくり推進センターの今現在は町直営で、先ほど申しました仙台宮城NPOセンターあるいは地域おこし協力隊の方から、いろいろと研修や運営支援のアドバイスをいただきながら、町の運営スタッフがともに学んでスキルアップを図って運営しているところでございます。

将来的には、現在の町直営方式から民間団体など第三者への管理運営に移行したいという考えはありますが、経費をかければ町外で同じような施設を運営している団体もありますが、限りある財源の中でできるだけ経費をかけないで、運営についての多少のノウハウがあって今まで8年間親しまれてきた柴田町まちづくり推進センターのやり方を継承しながら、なおかつよりよい方向に発展させようとするような、熱意と意欲のある団体が運用することが望ましいと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○11番（安部俊三君） 最後の質問になると思いますけれども、まちづくり推進センターは公共施設等総合管理計画における個別施設計画策定の対象施設となり、当然そのありようが検討されると理解しておいてよろしいのかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） まちづくり推進センターについては、現在は民間の建物を利用しておりますが、施設そのものについては公の施設でございますので、今後の建物施設のありようの観点から、公共施設等総合管理計画における個別施設計画の策定の対象施設に含まれると考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○11番（安部俊三君） 終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、11番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

4時10分再開をいたします。

午後4時01分 休 憩

午後4時10分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱1問質問いたします。

宮城県の上下水道事業の民営化方針についてどのように捉えているか。

直近の国会で提出されていた水道法の改正案は成立が見送られたが、国、宮城県は上下水道の民営化を進めようとしている。特に宮城県では上水道、工業用水、下水道の水道三事業を一体として民間に移譲する「みやぎ型管理運営方式」として進め、2020年度中の実施を目指している。

水道事業は、ライフラインとしてまさに「命」に直結する公共性の高い事業であるだけに、民間の企業に管理運営を委託することによって、災害時の対応や水道料金など、安心して使える水道の公共性が果たして保たれるのか、大いに懸念が持たれます。

そこで、町と町民への影響はどのようになるのか。現状でどの程度把握されているのか伺います。

1) 町は、みやぎ型管理運営方式の内容についてどのように知らされているか。

2) 柴田町の水道事業への影響はどのようになると考えるか。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員の宮城県の上下水道事業の民営化方針についてということで2つございました。

まず、1点目。宮城県が上工下水一体官民連携運営事業、みやぎ型管理運営方式の導入を検討している背景には、人口減少社会の到来と節水型社会の進展に伴い、水道用水供給量は穏やかに減少し、今後20年間で上水道収益は6.7%減、工業用水での契約水量がピーク時1994年の

50%まで減少、流域下水道につきましても上水道と同様で、使用水量の減少による使用料の減収が見込まれることがあります。

さらに、広域水道を初めとする各施設は老朽による更新需要が増加し、今後20年での更新費用は3事業合わせて1,960億円が見込まれております。さらに、現在の3事業における民間事業者への年間業務委託料は64億円余りで、委託期間も4から5年と短期間となっております。県が計画しているみやぎ型管理運営方式では、委託期間を20年間とすることで民間事業者の設備投資や、人材育成の資金投資を促すことができるようになるとしております。また、水道3事業を包括的に管理運営することで、資材の一括購入や人材の有効活用、会社経費の節減、事業統合による効率化など事業の大規模化によるスケールメリットが働き、20年間で335億円から546億円のコスト削減が図られるとしております。

宮城県では、みやぎ型に移行しても安全安心で安定した水を届けるために、民間事業者の水質検査や監視体制は継続するとしています。さらに、水道料金の決定方法は基本的に現状とは変わらず、県から市町村に対し、収支見通しや料金負担金改定を提案し、宮城県議会の審議を経て条例を改正して料金が確定されると説明を受けております。

2点目。柴田町の水道事業への影響です。本町においては、独自水源はなく宮城県仙南・仙塩広域水道から100%受水し、水道事業を運営しております。そのため、宮城県の動向がストレートに影響を受けることになります。

県の説明のとおり、この方式が導入されることで経費削減、更新費用の削減がなされ、受水料金の上昇が抑制されることになれば、町としてメリットはありますが、一方議員ご指摘のとおり、水道事業はライフラインとして命に直結する公共性の高い事業であります。利益を追求する民間事業者が参入することで、水づくりの技術継承の問題、災害事故発生時の早期対応、水道事業からの契約満了前の撤退などのリスクも懸念されます。

現在、8市9町で組織する仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会議においては、みやぎ型管理運営方式に係るさまざまな課題に対し、宮城県に確認しながら、より安全で低コストでの事業展開が可能なのか、県の動向を注視しているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今議会中も、例えばPFIとかDBOとかいろんな公共の事業を民間に委託するあるいは民間に委ねる、そういった方式が出ていますが、今回このみやぎ型管理運営方式というのは、先ほどの秋本議員の質問の中でも話題になったコンセッション方式です。

今のご答弁にもありましたとおり、水道3事業、上水道、工業用水道、下水道を管理運営権

を民間に譲渡する。宮城県の計画では20年でやるとなっています。その理由として、今ご答弁にありましたとおり、水道需要の減少見込みがこれから立ち行かなくなるまで行きそうだとすることが大きな理由に上がっていますが、まず水道事業が伸びないというか、経営が大変になっている理由について、私はもう一つあると思っています。

県の水道の資料によりますと、例えばそうですね、私たちが利用している仙南・仙塩広域水道の1日当たりの給水能力、27万9,000立方メートルですが、実際に使われている有収水量は19万6,027立方メートルで利用率は70.26%。ちなみに、大崎広域水道は利用率が62.93%で上水道については半ばを超えてはいますが、利用率としては低いほうにとどまっています。さらにそれが顕著なのが工業用水道です。仙塩工業用水、1日当たりの給水能力は10万立方メートルで契約水量が2万7,640立方メートルで利用率27.64%。同じく仙台圏工業用水が34.86%。仙台北部工業用水が34.63%ということで、特に県が抱える水道事業の中で、大きく利用が目標より下回っている原因になっているのが、工業用水道の利用率の低さであります。

しかしながら、給水能力を当初の計画どおり確保するために水道のインフラ整備、例えば七ヶ宿ダムでありますとかを整備するために多額の設備投資をした結果、その設備投資の償還と、それから例えば配管の布設がえなどの費用によって多額の費用がかかることが、やはり県の水道事業にとって大きな負担になっていて、皆さんもよくご存じだと思いますが、それが料金にもはね返ってほかの地域から来るとびっくりするような高い水道料金、仙南・仙塩広域水道の高い水道料金につながっていると思っていますが、今回のみやぎ型管理運営方式を提案するに当たって、県はこのことには一切触れずに、人口減少による水道の利用見込みがどんどん減っていくからだと言っています。

しかし、そもそものこの問題にどういうふうに取り組むのかということについて考えなければ、根本解決にはならないと思いますし、先ほど町長のご答弁の中で民間の活力を導入することが経費の削減につながると言われていました。

議会の中でも、よく民間のノウハウを活用するということが言われるんですが、例えば民間の企業で経営が大変なときに活用するノウハウという何が浮かびますかね。一番大きいのは人件費でしょうか。大企業だとリストラとかあるいは正規雇用、それもリストラのうちに入りますが、正規雇用を非正規雇用に変える、人件費を抑えるということですね。あとは、設備投資を抑えて設備の統廃合を行うですかね。

ただ、この水道などの施設の場合には、やはり例えばダムを廃棄するわけにいかないし、配管の統廃合もするわけにいかないので、主にやるとすれば人件費の削減が大きくなるのでない

かなと思うんですが、当然民間に管理運営を移譲するわけですから、県の職員は引き上げます。かかわりを持つということで多少は残されるのかもしれませんが、ほとんどは民間の事業を請け負った企業の職員となります。その中で人件費を浮かせるということになったら最小限の人数でやるということなんですが、そうすると果たして公共性が保てるのかどうかということが大きな問題になると思うんですが、という考えを持って私は見ているんですが、町長、こういうふうに考えるんですが、先ほどのご答弁とちょっと違うことを言ってみたんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。いいんですか。町長指名なんですが。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 先ほど、一部民営に当たっては事務所と浄水場等から職員が消えるのではないかというお話がございましたが、現在、仙南・仙塩広域水道におきましても、20年ほど前から施設の維持管理等については民間が行っております。職員については数名を残す状態ではありますが、今回のみやぎ型に当たりましては施設、管路関係につきましてはこれまで同様県で更新関係等、そのようなことを行っていきます。全体の資産の3割ほど、その中で設備、検疫関係、それらについては一部民間への更新を、業務を預けることとなります。決して、県は其中でモニタリング等をして、常時通常の日常的なセルフモニタリングと定期的な監視関係を行っていくと聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、職員の数是不変ということであれば、どこで結局のところ赤字を埋めるのかとなると思うんですが、例えば先ほどのご答弁の中で今後の管路の更新、重要で千数百億円かかると言っていますが、果たして変わらないと言いながら、どこからかお金を生み出して、更新費用を確保できると言っている根拠というのは何か言われていますか、県から。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 削減の効果としましては、施設のメンテナンス関係の一括によりまして、300億円から500億円の経費の削減効果が図れるということで示されております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 削減効果で300億円から500億円というんですけれども、そうすると新たに管理運営権を移譲される民間企業はどこから利益を生み出すのでしょうか。率直な疑問なんです。困ったときは民間の活力にというのは、最近は決まり文句が出てくるんですけれども、削減で300億円、500億円を削って、しかし企業だったらどこかで利益を追求しなければなら

いと、その点について、課長を責めているわけじゃないんですが、宮城県はどのように考えているかその辺について触れられていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 先ほど町長の説明にもございましたが、まず資材関係の調達、業務スケールを大きくするために、今までは各業務ごとの発注関係がございましたが、それを規模を大きくすることによって、業務の効率化等の縮小にとの説明を受けております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） それだけで千数百億円、最大500億円の削減をしたとしてもまだ1,000億円以上の残るものがあって、スケールメリットだけで解消できるとは思わないんですね。結局、水道事業の場合には最終的に水道の利用が上がらなければ、収益というのは上がらないと思うんですが、ただ現状の利用率から見ても例えば工業用水が、村井知事がどんなに頑張っても、一気にこれが工業用水の利用が上がるとはなかなか考えづらいわけで、そこにやはり民間企業にとってのメリットがどこにあるのかが見えてこない。しかし、民間企業は受ける企業がいるらしいですね。

そのあたりに何か裏があると言ってはあれなんですけど、ただ先ほどの料金の設定については県議会の議決を経て変更されるということがありましたが、当然条例で変わると思うので、最終的には県議会の議決によると思うんですが、今回の県の事業概要書案の中では、運営権者に利用料金の改定を初めとした権限が付されているとなっているんですが、その辺をどういうふうに説明されています。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 料金の改定に当たりましては、市町村に対しまして収支の報告をして、それに当たって協定関係の締結を行いながら県議会に持っていくわけですが、その中で前提としまして県と民間事業者との料金の区分けですね、その話し合いが持たれると聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 水道料金の集める仕事については県が引き続き行って、管理運営を民間に移譲するということなんですけど、集めた水道の利用料金を企業と県でどういうふうに分けるというか、どう配分されるのかなというのがあります。当然、収益として入ってくるのは水道料金なので企業の運転資金、利益として確保する部分と、県の結果的には例えば管路の交換とかそういう事業にかかわる予算を確保する上でも、その配分というのはきちっと決められるこ

とになると思うんですが、そのあたりをどのように説明されていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 県と民間業者との配分の割合については、詳細については説明は受けておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますかどうか。

○13番（広沢 真君） 実際に、事業概要書の案から読み取ると、受け取ったお金を県と運営権者である業者が案分をすると。その案分については、全体のお金ではなく各事業ごとの料金をそれぞれ割合を決めて案分するとなっているみたいです。その案分率をどう決めるかというのは、今回の事業概要書には載っていないそうです。だから、どうするのかというのが見えてこない、やはり何というか、これからの管路のつけかえというか、交換の事業なんかに使える予算が確保できるかできないかの問題にもなってくるということで、やはり案分率の明確な基準というのが必要だと思うのですが、それが示されていないということになっているみたいです。

その点で、やはり不安になってくるのは最終的に議決を経るといえるのはわかるんですけども、水道料金が上がらない根拠というのはやはり示されていないと思うんですよ。実際に、必要な経費を確保するだけの収益を得ていないわけですから、しかも削減とそれからスケールメリットによる資材の確保によって確保できるとしてはいますが、その根拠というのはやはり証明されないわけですね。やはり、根本的な給水量の確保という方針が示されていないと、やはり民間に料金の改定の権限も与えた上で移譲となった場合に、料金の値上げの提案が出てくるというのが私には見えるような気がするんですが、その部分について例えば首長や担当課長が疑問点や意見について言うような場所というのはあるのでしょうか。

要するに、仙南・仙塩広域水道は柴田町の場合100%利用しているので、ここでみやぎ型管理運営方式が導入されれば100%影響下に置かれるわけですから、それができる前に不安や改善点を意見として述べる機会というのが必要だと思うんですが、その部分の機会というのは確保されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） これら経営の要望、疑問点につきましては、これまで課長会議等での説明、また仙広水の受水団体でつくっております協議会で数度質問を出しまして、それについての回答はいただいておりますが、全てが納得いくものではありません。

先ほど、説明、不足しましたが、今回上水道、工業用水、流域下水道と3つあるわけですが、

その配分については全て一番、工業用水がマイナスの会計となっておりますが、それをほかの事業に配分するのではなく、その事業にかかった分での配分ということ聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） そこは明言されているんですか。要するに、全体のお金をプールした上で赤字を埋めるために配分を決めるみたいな、そういうことはしないと明言はされているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 県からはそのように説明を受けております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 課長会議等で、ほかの自治体からの意見なんていうのは結構出されているものでしょうか。どういう意見が出されているか。もし、ここで話しているのと違う点があればお話ししたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長

○上下水道課長（曲竹浩三君） やはり、議員おっしゃるようにスケールメリットが果たして県が見込んでいるものが働くものか、それらについては一部県の計画の中での希望的なものがありますということはつけ加えてありました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） やはり、どこの自治体の方も、県が出しているみやぎ型管理運営方式の今のところの不明点も含めて、不安を持っていると思うんです。実際、決まって運営が始まってから値上げが起きてしまったということでは、やはりあのときこう言っておけばよかったなんていうことになりかねませんので、ぜひとも問題点を理解した上で、私も勉強途上ですが、あらゆる機会で不安を解消するあるいは勢いだけで進んでしまわないような、自治体ごとの節度ある臨み方というのが必要だと思うんです。

これに対して、村井知事の執念というのは物すごい感じがするんですね。みやぎ方式の検討に当たって3つのことを指示したと言っているんですけども、とにかく民間事業者のやりやすいように、民間事業者の自由度を最大限確保すること、それから高い公共性が求められる事業なので危機管理等に対応できるよう県はかかわりを保つこと。事業スキームの構築はスピード感を持って一気に行うこと。要するにまとめて言うと、民間事業者がやりやすいようにやりやすいようにやれるように自由度を確保した上で、早くやれという指示を出したということですよ。

そこまで民間起用にこだわるのはなぜなのかと、私は本当に不思議に思うんですが、料金の問題とともに、実際例えば民間が運営管理にかかわったとして、人件費の削減なんかも含めてやっていると果たして専門性、専門の技術あるいは経験を持った職員が確保できるのか。そして技術や知識の継承はちゃんとできるのかということが、やはりもう一つ不安になるんですが、そのあたりのことは触れられていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今質問がありました技術継承、チェック体制も含めてですが、それらについては専門職の採用なり研修等の実施により持続させていきたいということを話を聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 県の言葉だけにならないようにする必要があると思うんですね。やはり実際に災害が起こったときの対応で技術、知識、経験というのは得難いものがあると思います。皆さん、東日本大震災を経験しておられるので見ておられると思いますが、例えば柴田町でもそのほかの課の人たちもみんな不眠不休でやっていたが、上下水道課の職員の皆さんも被害状況の把握やその後の復旧のために不眠不休でやっていた、その経験というのはやはりそれ以前からの技術と知識と経験に支えられたものだし、その経験、痛い経験ですが、やはり大きくこれからも継承していかなければならない問題だと思うんです。それが失われてしまうということにならないように、やはり言える場所で言える人に言っていただきたいということが、私自身の強い思いです。

特に、今回不透明な部分がまだまだあるんですが、日本共産党の宮城県議会議員が、例えばこのコンセッション方式のみやぎ型管理運営方式の導入に当たって、宮城県が導入可能性調査と応募企業の資産や財務や法務情報を調査する業者について委託をしているんですが、業者選定にかかわる、どういう業者なのか、どういう仕事をしているのかという行政文書の開示を求めます。ところが、これは情報公開条例に基づいて開示請求を行って出てきた文書は45文書、497枚出てきたんですが、そのうちの3割を超える約160枚が真っ黒で出てきました。いわゆるノリ弁状態ですね。

なぜそこは開示されないのかと言ったら、企業の利益を損なうということだそうですね。要するに、どういう企業、どういう業者がどういう調査をして導入可能性を明らかにしたのかということも明らかにせずに、しかも導入可能性調査といわゆるデューディリジェンスビジネス調査については公表しないということで、なぜそこまで秘密にするのか疑問に思うんですが、そ

の部分についてはぜひ担当課長会議でも、どういう調査が行われてどういう結果が出たのかというのとは当然開示してもらっておかしくはないわけですから、要求してもらいたいのと、特に県議会の中でも問題になったのが、財務諸表の公開範囲について今回の事業概要書の中には県関係市町村及びユーザー企業等の各関係者に対して適時に開示するとなっているんですけども、本来だったら県にかかわる事業なので県民や議会なんかも開示の対象となっておかしくないんですが、そこが全く抜けていたんですね。これの担当部署の人は関係各課、各関係者の中に入っていると主張したそうなんですが、実際に視点として欠けている部分があります。

ところが、料金云々の話をする際に運営している企業がどういう経営をやって、実際に企業会計がどうなっているのかという、財務諸表がわからないと判断のしようがないわけですから、そういう部分についてきちっと仕組みとして求めるものに対して、財務諸表を開示するような仕組みをつくるような主張というのが絶対必要だと思います。その点で、上下水道課長にも町長にも、機会があるときにぜひとも公共性を確保する上でも、企業会計が健全なのかということ、受けている企業はどんなことをやっているのかということも含めて、情報がつかめるような情報開示の要求をしていただきたいと思いますと思うんですが、その点あたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 課長より知識がないものですから、私が今現在このみやぎ型方式で感じていることだけをお話しさせていただきたいと思っております。

まず、町長としては目先のことと言うと怒られるんですけども、限られた予算をなるべく経費削減してということであると、即民間委託というのが頭に思いつくということでございます。

そこで、実はうちのほうは全量仙南・仙塩広域水道から買っておりまして、自分の水道がないですね。それで民間委託をしているわけです。そのときのコストというものを調べたんですが、やはり民間委託したほうが人件費は安くなっているというのは事実でございますし、経費も安くなっているのが事実です。ですから、目先のことを考えると、確かに民間委託のほうが安いということは、平成26年から民間委託をして、これは事実でございます。ですから、実際に柴田町の水道は民間がほとんどやっておりますので、これで公共性がないとは言えないと思っておりますし、県の仙南広域も民間のウォーターエージェンシーとかが実際は民間でやっておりますので、グリップですね。最終的なグリップさえきちんとすれば、水が確かに命を守ることはありますが、公共性は担保されると考えるのが自然ではないかなと思っております。

でも、民間委託でいろいろ議論が出ておりますが、コスト削減、これは人件費なんです。人

件費。ここに行き着くということでございます。

ここからは、ちょっと町長の立場を離れさせて思い切ってしゃべらせていただきたいと思いますんですが、やはり効率化、人件費を削減したことが、実は格差を生んで弱い立場の人、地方にその分しわ寄せが来ている時代だと思っています。それがワーキングプアだったり、子どもの貧困、地方消滅という流れに来ているのではないかなと思っています。一方で、企業は内部留保、相当内部留保をためているということでございますので、目先の効率化を図ってコストは下げているんだけど、最終的に格差社会になってきょうもいろいろ貧困問題ありましたけれども、それを税金で補っているということです。それも、地方自治体の税金で補っているということです。ですから、今まで国が、県がやっていたものを民間に委託することによって、そのしわ寄せを自治体の首長である私も負担させられているということなので、全体の流れとすると果たして、全体でうまくいっているのかどうかという疑問点を持っているということでございます。

そうした大きな流れの中で、公共性についてはきちっと県でも許認可をやるし、水道料金の最終的な設定も県議会にかかるということで、ここは安心なんですが、その前段階で料金を決める段階で固定化された中に、うちは全量買うものですから、柴田町の意見が反映させられるかというモニタリング、その機会がどうなるのかということ、町長としては言っていかなきゃないとは思っています。

次に、コストは図られるんでしょうけれども、一方で企業は利益を生まなきゃない。ですから、利益を生む以上にコスト削減が本当に図られるのかということ、当面は資材の一括購入とかありましたけれども、結局人件費に安く抑えるか、人を引き上げるかしかないんですね。その辺、やはり見ていかなきゃないと思っています。

また、工業用水、これをよく全体を把握していないので、工業用水は工業用水で料金設定であればこれは変わらない。それも含めて料金設定となると柴田町の負担がふえるということでございますので、やはり最終的には県の企業局が経営するコスト、これは上がると思います、いろんな条件で。それ以上に民間に委託したほうが上がりにくい、上がるのは間違いないと思います。だから、県で経営するよりも民間で経営したほうが上がりが少ないということと、値上げの期間が県で言うよりも民間に任せたほうが長いというのが、きちっとデータで示されない限り、危なくて乗れないということが言えると思うところでございます。

今後、いろいろ機会があると思うんですが、一応企業局の職員、管理者も次長も一緒に働いた仲間なので、本音も聞きながら情報を集めていきたいと思っておりますし、市町村の不安感につい

でもお話をさせていただきたいと。もちろん、正式の場ではしゃべりますが、裏で話すこともありますので、しゃべっていきたいと思います。

もう一つは、村井知事に辛口を言えるのは柴田町長ぐらいしかいないので、正式の場では辛口を言ってきたと思います、やはり県も単に民間に任せてということではなくて、何とかしなきゃいけないという思い、これはあると思うんですね。このままでは立ち行かないということなので、いろいろ考えた末の提案だと思っておりますので、その内容について十分お知らせをいただいて情報を開示していただいて、我々が判断できるような中で議論をして、最終的にみんなで意見を出していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 町議会議員では意見を県に直接言う場面というのはないので、それこそ今お話ししたとおり、町長や上下水道課長のお話しできる場面でお話ししてもらうところに託すしかないんですが、ただやはり水道、水の公共性を考えると水を商品にしてはいけないと思うんです。そこでもうけを生み出すようなものにしていくというのは、やはり命がお金に左右されるということにもなりかねません。

実は、世界の流れでは水道の民営化が失敗して、逆に今再公営化をしている大都市というのが結構あります。その代表的なのは2010年に破綻をして再公営化したフランスのパリ市が有名ですが、要するに公共性を保つためには民間の事業者と合わないというのが世界の流れになってきています。ただ、水を商売にしたい水メジャーという会社が多国籍企業で世界を股にかけて幾つかあります。ところが、ヨーロッパを中心に民営化失敗して、今新しいビジネスチャンスを狙って、実は日本をターゲットにしているのではないかとされています。

そういうときに民営化方針は何というのか、その企業たちにとってはタイムリー、しかも村井知事自身はかなり前のめりですから、まだ法律は継続審議になって通っていませんけれども、コンセッション方式というのは今の水道法ではできません。水道法は改正したのを前提に準備を進めていったんですが、要するに先日までの通常国会で通されたことを前提に、今回の9月議会もその事業概要書を提出するつもりで、宮城県は準備していましたので、相当前のめりです。法律が通ってしまえばあっという間に進んでしまう。要するに、我々が思っている懸念も解消されずに進められてしまうという可能性もありますので、その辺はぜひ機会を逃さずに、町としての意見も述べていっていただきたいということを最後に訴えまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日 9 時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 5 5 分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 3 0 年 9 月 4 日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 1 7 番 水 戸 義 裕

署名議員 1 番 森 裕 樹